

平成28年第3回

大空町議会定例会会議録

〔その1〕

- ・招集 平成28年9月12日
- ・開会 平成28年9月12日
- ・閉会 平成28年9月13日

大空町議会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠	員			
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	建設課参事
総務課	参事	地域振興課長
住民課	長	住民福祉課長
福祉課	長	総務課主査
福祉課	参事	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	生涯学習課参事
監査委員事務局	長	農業委員会事務局

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成28年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 平成28年9月12日(月) 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

(諸般の報告)

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 熊谷裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 作田勝弥

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年9月12日

大空町議会議長 近藤哲雄

# 諸 般 の 報 告

《平成28年8月25日～9月12日》

- 8月25日 第6回総務厚生・第7回産業建設文教合同常任委員会  
第6回総務厚生常任委員会
- 30日 平成28年度網走郡下町議会議長・副議長会議（美幌町）
- 9月 1日 第7回総務厚生常任委員会
- 2日 第8回総務厚生・第8回産業建設文教合同常任委員会
- 4日 大空町防災訓練
- 6日 第6回議会運営委員会  
第9回議会広報常任委員会
- 10日 平成28年度老人福祉大会・大空町ふれあい広場2016
- 11日 東藻琴福祉会敬老会
- 12日 平成28年第3回定例会

(午前10時00分)

**◎開会・開議宣言**

- ◇議 長 ただいまから平成28年第3回大空町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

**◎日程第1 会議録署名議員の指名**

- ◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、10番  
後藤幸太郎議員、及び11番 深川昇議員を指名します。

**◎日程第2 議会運営委員会審査報告**

- ◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。  
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、  
これを許します。  
議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る9月6日に議会運営委員会を開催し、本日開  
会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が2人、町長から提出されております案件が19件で  
あります。

その内訳は、一般議案11件、決算認定8件であります。このほか、議会提出議  
案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断いたしまして、本  
定例会の会期は、本日9月12日に開会して、9月13日までの2日間とすること  
が妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたしま  
す。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

**◎日程第3 会期の決定について**

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、  
本日から9月13日までの2日間をしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月13日までの2日間に決定しました。

### ◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会議務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会議務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

### ◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 平成28年第3回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

6月28日 北網圏域地域医療構想調整会議が北見市で開催をされました。

北網地域における病床の必要数などを決定したところでございます。

あわせて、この会議の中で医療と介護の関係の充実、医療従事者の確保、病院経営の格差是正などが課題であると報告されたところでございます。

なお、この会議の下部組織として専門部会を設置することを決定いたしました。

7月1日、女満別B&G海洋センター修繕助成決定書授与式が行われました。

このセンターの屋根、外壁の全面改修に当たり、事業費約2,500万円のうち



1, 620万円の交付決定を受けたところでございます。

当日、菅原専務から決定書を授与されたところであります。

同日、交通安全・社会を明るくする運動大会を実施をいたしました。

今年度は、女満別地区での開催でございました。496名の参加をいただいたところでございます。

まちづくり宣言の紹介を行うほか、犯罪のないまちづくり、死亡交通事故ゼロ、2,500日を目指すことを確認をいたしました。

7月2日は、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙げていたしました。

御遺族、来賓、子どもたち、関係者を含めて81名の出席をいただきました。

7月4日は、北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部理事会が北見市で開催をされました。

農林水産省、道内選出国會議員への要請活動に当たり、その内容を精査したところでございます。本町の各道営事業の予算確保、網走川中央地区の採択などが盛り込まれたところでございます。

7月6日は、東京におきまして全国民間空港関係市町村協議会理事会、総会、あわせて要望活動が行われ、参加をいたしました。

私はこの会の理事職を務めており、それぞれの会議、要請活動に参加をしたところでございます。また、総会では、災害時における空港の役割、空港経営の改革、また、インバウンドの受入れなどについて意見交換を行ったところでございます。

翌7月7日は、新規航空路線誘致活動で名古屋市に赴きました。

FDAフジドリームエアラインズに対し、函館、女満別の国内チャーター便、また県営名古屋空港から女満別空港への路線開設について働きかけを行ったところでございます。

7月11日から16日にかけては、地域連携地場産品海外輸出促進事業、タイレセプションに参加をし、バンコクに出張をいたしました。

地方創生加速化交付金事業として、網走市、JAオホーツク網走と共催という形で、タイバンコクにおいてナガイモの販売プロモーションを行ってまいったところでございます。日本大使公邸を活用させていただいたレセプション、またジェットロ、地元のスーパー、コンテナ会社、澱粉加工会社、レトルト食品会社などを訪問して、現地の状況を視察させていただきました。

7月22日は、空港経営改革に関する北海道知事との意見交換が行われました。

本町役場会議室におきまして、辻北見市長、水谷網走市長、土谷美幌町長とともに知事と懇談をいたしましたところであります。

この席で知事からは、女満別空港を含めた民間委託を検討する旨、表明があったところでございます。あわせて知事から地元における協力について要請がございました。

7月27日から29日は、諸用務のため上京をいたしました。

一つといたしまして、網走刑務所住吉作業所用地活用要望でございます。議長とともに法務省、財務省を訪問いたし、払い下げの要請を行い、本町の考えた趣旨について、理解をいただいたものかと受けとめております。今後は事務的な取り組みについて、協議していくことといたしたところでございます。

次に、北海道横断自動車道北見網走間建設促進期成会中央要望にも参加をいたしました。

十勝オホーツク道の接続整備促進とあわせて、端野美幌間の着手について、強力に要請を行ったところでございます。

三つ目といたしまして、女満別空港整備利用促進協議会、航空会社要望も行ったところでございます。

日本航空、全日本空輸に対しまして、関係市町村など会員の皆さんと路線の維持・拡充、機材の大型化、通年運航について要請を行ったところでございます。

結果といたしまして、日本航空、新千歳女満別便につきましては、便数こそ4便から3便と減少いたしますけれども、提供座席数が増え、大型化が12月から実現する運びとなったところであります。

一方で、全日本空輸の中部便につきましては、通年運航でございましたが、この冬期間から一部季節運行へと縮小されることとなりました。大変残念でございます。

4番目といたしまして、オホーツク圏活性化期成会夏季要望に参加をいたしたところであります。

私は、建設経済班といたしまして、国土交通省を担当し、高速道路の整備促進と航空行政の充実を要請してまいりました。

8月1日は、北海道地域公共交通検討会議が札幌市で開催され、出席をいたしました。

JR北海道が、今後維持困難な路線の公表を検討、計画する中で、北海道全体の公共交通のあり方について、早急な方向性を出さなければならない、そのように発言をさせていただきました。また、地域ごとにおける対応策、JRとの協議も今後は必要になってくるかと考えております。

8月9日は、この関係におきまして、オホーツク圏活性化期成会としてJR北海道関連要望を行ってまいりました。

石北線の機能縮小に対しまして、抜本的な対応について北海道、北海道議会、北海道運輸局へ要請するとともに、JR北海道に対しましては、撤回を要請したところでございます。

同日、この機会をとらえて、オホーツク町村会臨時総会が札幌市で開催をされました。東京都江東区との交流事業の内容について、協議をいたしたところであります。今年11月に管内の町村長で江東区を表敬訪問することとしたところでござい

ます。

8月15日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行政いたしました。

御遺族、来賓、関係者を含め96人の出席をいただきました。雨天のため、今年  
は会場を女満別老人福祉センターに変更し、実施をしたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

**◇議 長** これで行政報告は終わりました。

暑い方は上着を脱いで結構です。

### ◎日程第5 一般質問

**◇議 長** 日程第5 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

1番 上地史隆議員。

**◇上地議員** このたび、大空町にも大きな被害をもたらした台風で昼夜を問わず対応  
に当たられました町長を初め、職員の皆様、また関係機関の皆様、大変お疲れさま  
でした。私からも一言感謝を述べさせていただきたいと思います。

また、台風被害に遭われました方に対しても、心よりお見舞い申し上げ、一刻も  
早く通常の生活を取り戻されることを願っております。

それでは通告に従い、9月定例会の質問に移らせていただきますが、他の方と  
重なるところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それではまず一つ目の質問ですが、台風の被害についてです。

史上初であります、17日から23日までの1週間に道内に三つの台風が上陸  
し、オホーツク管内にも深刻な爪跡を残しました。

国が管理するオホーツク管内の常呂川、網走川の計3観測所の水位が、統計開始  
以降、最高を記録したことが発表され、いずれも100年に1度の確率の大雨を想  
定した堤防の限界値、計画降水位を突破し、常呂ではありますが、一部が決壊し、  
1人の方が亡くなっております。

今回の記録的な大雨は、大規模な災害のほか、湖や河川の水位上昇による大規模  
な冠水被害をももたらしました。今回の冠水したことについて、一部の農業従事者  
の方は、夏場の温度が高い時期だと、腐ったり病気になったりしやすいので、収量  
に響きそうだと懸念をしております。

他にも強風でビニールハウスや倉庫の屋根が飛ばされるなどの被害も出ており、  
漁業でも大量に流れた土砂や流木、ごみなどにより網走湖は濁り、しら魚、わかさ  
ぎ漁などへの悪影響が懸念されています。

前回質問させていただきました石北線についても、台風により上川白滝間が路盤

流出で現在、不通になっております。10月中旬には、復旧工事が完了するとのことですが、このように今回甚大な被害をもたらした台風ですが、大空町は実際どれぐらいの被害があったのか。また、大規模な災害が予想されるとき住民に対しての周知は、どのように行ったのか。

町長よりお答えいただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目は、発達障がい者の支援についてです。

平成16年に施行された発達障害者支援法ですが、10年ぶりに自閉症の方などへの早期発見を定めた発達障害者支援法の改正案が5月25日、参院本会議において、全会一致で可決成立しました。

この改正法は、就労と教育支援を強化することなどが柱で子どもから高齢者までのライフステージでも切れ目のない支援を目指すのが目的であり、就労支援についても、自治体が都道府県に発達障害者支援地域協議会を設置できることとし、関係機関の連携を促進し、また就労機会の確保や職場での定着支援などを想定し、事業主についても、発達障がい者の特性に応じた雇用管理を求めています。

教育に関しては、学校が発達障がい児の長期個別計画を作成し、福祉関係機関との情報共有や連携も推進し、いじめ対策も強化しております。

このほか、発達障がい者の特性に配慮した刑事捜査についても盛り込まれ、附帯決議については、6項目付けられました。

これらに関連して現在、発達障がいを持つ子どもたちにどのような支援が行われているのか。また、発達障がいの理解を住民が深めるためにどのような対応しているのか。町長と教育長からお答えいただきたいと思います。

以上で、最初の質問を終了させていただきます。

**◇議 長** 山下町長。

**◇町 長** 上地史隆議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと存じます。

台風等による町の被害についてでございます。

8月15日には、台風6号から変わった低気圧の影響を受け、降水量が67ミリを記録しております。以降、連日の雨となりましたので、それらを含めました被害の状況で申し述べたいと存じます。御理解を賜りたいと存じます。

8月15日から23日までの9日間、総降水量は、299.5ミリを記録しております。

台風7号が通過いたしました17日には、最大風速が19.3メートルを記録し、停電の発生、倒木の被害もあったところであります。

台風11号が通過いたしました20日から21日は、2日間で総降水量が131.

5ミリを記録し、河川や網走湖の水位上昇、農地の冠水等の被害があったところがございます。

農業被害は、両JAから報告をいただいた8月30日現在の数値で報告をさせていただきます。

台風7号による作物被害は、女満別地区で馬鈴薯、大豆、てん菜などの圃場で滞水や倒伏が48ヘクタール、東藻琴地区でデントコーンの倒伏が40ヘクタールとなっております。

農業施設では、両地区でビニールハウス、倉庫、牛舎、畜舎の破損が63棟を数えております。

台風11号、9号による被害では、女満別地区で冠水が408ヘクタール、作物の流失64ヘクタール、滞水110ヘクタール、ビニールハウス、倉庫の損壊が7棟、東藻琴地区では、冠水7ヘクタール、作物の流出13ヘクタール、ナガイモのネットの落下が0.1ヘクタールとなっております。

このほか、圃場法面の崩壊が多数報告されておりますし、漁業においても、漁がなかなかできないという被害が出ているところでございます。

林道は、路盤の排水工の洗掘により3路線6カ所、湖畔の林道では、流木による被害も出ているところでございます。

また、町営牧場では、道路崩落1カ所、草地崩落2カ所、この他湖畔園地、保安林、林道では120本の倒木もございました。

道路では、法面崩落や路肩の崩落、側溝閉塞など64路線、99カ所、河川は、河岸崩落や侵食など10河川、27カ所となっております。

今後の現地調査によっては、新たな被害箇所の確認などもあることも予想されます。御理解を賜りたいと存じます。

災害時の町民への周知であります。

避難準備、避難勧告等の発令につきましては、水防計画において河川に設置されている水位観測上で測定される水位に基づいて、洪水予報の目安が定められております。

消防団が待機する水防団待機水位、避難準備情報発令の判断となる氾濫注意水位、避難勧告、避難準備発令の判断となる避難判断水位、洪水により家屋浸水等の被害の恐れのある氾濫危険水位の4段階となっております。

町内の観測点では、四つの水位基準が定められておりますのが網走川とトマップ川でございます。

また、水防団待機水位、氾濫注意水位の二つが定められているのは、網走市との境界にある川尻漁場でございます。

このほか水位のみが観測できるのは、サラカオーマキキン川と女満別川で、その他の河川には、特段何も設置されていない状況でございます。

今回の雨の影響で河川や網走湖の水位が上昇したため、町民に注意を促し、危険から身を守ってもらうため避難準備情報、避難勧告を発令しております。

発令に当たりましては、河川の水位状況を確認し、開発建設部からの助言や過去の災害時の経験等を踏まえ、判断をいたしたところでございます。

8月20日午後9時33分に町のメール配信により、避難準備情報をお知らせいたしました。あわせて、サラカオーマキキン川の水位が高いことから、隣接する10世帯を訪問し、注意喚起を行っております。

8月22日には、午後5時50分に女満別湖畔1丁目、湖畔2丁目、東2条6丁目の世帯を対象に町のメールサービスによりまして、避難勧告を発令し、あわせて16世帯を戸別訪問、または電話連絡にて勧告内容と状況を説明しております。

同日午後7時30分には、女満別側で堤防からの漏水箇所が発見されたことから、川尻漁場付近の3世帯に避難準備情報を電話にて連絡をいたしたところでございます。

この他、北海道を経由するシステムを活用し、テレビ等の報道により避難勧告等の周知を図ったところでございます。

また、網走川に関するものだけでございますが、指定河川洪水情報が網走地方気象台と網走開発建設部の共同により発表され、町のメール配信サービスを通して、送信されているところでございます。

台風災害についての答弁につきましては、以上でございます。

続きまして、発達障がいについてでございます。

発達障がいとは、主に先天性の脳機能障がいとなり、乳幼児期に生じる発達の遅れで精神障がいや知能障がいを伴う場合もございます。特徴は、発達の過程で年齢とともに現れてくるということが挙げられます。

症状は、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、LDと呼ばれる学習障がい、ADHDと呼ばれる注意欠陥多動性障がいの3種類に分類されます。同じ種類の発達障がいであっても症状はさまざまございまして、人によって異なり、いくつかの種類の特徴が複合的にあらわれる場合もあると言われております。

発達障がいは、気付きにくく、落ちつかない、こだわりが強い、話を聞けないなどをその子の個性ととらえてしまって、病院で診断を受けずに気付かずにいる方もいらっしゃいます。早期発見により早い時期から専門的な療育を受け、周囲が適切な支援をすることが発育に良い影響を与え、大切であると思っております。

みんなが出来ることでも、発達障がいのためにできない場合もあり、適切な対応や支援がなければ、自信を失うことにつながり、ストレスをためる原因になってしまうこともございます。

町では、網走市の子ども発達支援センターの指導員の協力のもと、両地区ごとに年6回の幼児健診の際に問診を行って、早期発見に努めております。また、この検

診日に合わせて前段の時間帯で、発達に不安があるお子様や要経過観察のお子様の巡回相談を実施しているほか、役場での相談、家庭訪問なども行っているのが現状でございます。結果、必要に応じて網走市や美幌町の子ども発達支援センターへの通所勧奨をしているところでございます。

このほか、児童相談所が行います巡回相談において、支援や養育などのアドバイスが受けられますし、診断は、美幌町や北見市の医療機関において、受診が可能となっております。

先ほど申しましたとおり、障がい、発達の過程で年齢とともに現れることのほか、幼稚園などの集団生活の中で症状が現れることもございます。幼稚園教諭や特別支援コーディネーター、学校関係者等、福祉部門で組織する特別支援連携協議会で早期発見、早期支援、療育に取り組んでいるところでございます。

幼稚園や学校での支援内容については、後ほど教育長から答弁をいただきます。

町民へ理解を深めるためにどのように対応しているかということでございますが、現状におきましては、検診時等での保護者に対する情報提供を行う程度の周知にとどまっております。町民に対して発達障がいの症状や支援の方法など、積極的な広報、啓発活動は、現在は実施できておりません。今回の法改正は、国民の理解を深めるため、さまざまな場を通じて必要な広報、啓発活動を行うこととされました。発達障がいへの理解がないため、誤解や不適切な対応により、自信の喪失、不登校、引きこもり、うつ状態など二次障がいを引き起こす可能性があります。これらを防ぐために必要な方策を定めたのが、今回の法改正の趣旨と考えるところでございます。

今後、広報紙での特集でありますとか、また、町民に配布をしております、あんしんガイドブックの活用など、さまざまな場を通じて必要な啓発活動を行ってまいりたいと存じているところでございます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 上地議員からの発達障がいについての一般質問に、教育委員会の立場からお答えを申し上げたいと存じます。

まず一つ目の項目であります発達障がいを持つ子どもたちへの支援についてでございますが、本年8月1日から施行となりました、発達障害者支援法の今回の改正では、教育に関する部分の改正も行われたところでございます。

具体的な改正内容といたしましては、発達障がい児がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り、発達障がい児が発達障がい児でない児童とともに教育を受けられるよう配慮するとともに、

支援内容の充実に資するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成の推進及びいじめの防止等のための対策の推進について、新たに規定をされております。

教育の分野では、発達障害者支援法が施行された平成17年4月の2年後となります平成19年に学校教育法の改正が行われ、障がいを持つ児童生徒の増加の傾向や障がいの多様化、重複化の状況を踏まえ、特殊教育施策から特別支援教育へと転換が図られました。

特別支援教育は、従来の特教育の対象者に加え、LDと言われる学習障がいやADHDと言われる注意欠陥多動性障がい、また、知的発達に遅れのない自閉症をも含めた障がいのある幼児、児童生徒のため、ひとり一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、日常生活や学習上の困難を改善、または克服するとともに、将来の自立や社会参加に向け、適切な指導及び必要な支援を行うことを最大の目的としております。

本町においても特別な支援を必要とする幼児、児童生徒は増加の傾向にあり、適切な指導や支援を行うための体制整備が重要な課題であります。

町では、これまで特別な支援を必要とする子どもたちのため、町立幼稚園及び小学校に独自に補助教員を増員配置するとともに、平成24年度には教育委員会に特別支援コーディネーターを配置し、学校への指導、助言のほか、保健福祉部局との連携調整、町内関係機関による連携会議や専門家チームによるケース検討会議の開催、さらには保護者との相談業務などに取り組むなど、支援体制の強化に努めてきたところでございます。そのことにより、個々に応じたきめ細やかな支援が可能となり、指導や教育内容の向上が図られてまいりました。

また、通常の授業においても、教科によっては、特別支援学級の在籍児童が普通学級で授業を受けたり、また普通学級在籍で特別の指導を行う必要のある児童においては、平成25年度に女満別小学校に新たに設置いたしました通級指導教室の授業を通級もしくは担当教員の巡回によって、女満別、東藻琴両小学校の児童が受けるなど、個々の支援ニーズに応じた多様な指導、支援の取り組みも展開しているところでございます。

今回の法改正によって明記されました個別の教育支援計画や個別の指導計画の内容についてでございますが、個別の教育支援計画は、乳幼児期から学校卒業後までを見通した視点を持って、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携して支援するための長期的計画であり、また個別の指導計画は、学校の教育課程において、児童生徒ひとり一人の障がいの状態に応じたきめ細やかな授業指導が行えるよう指導目標や指導内容、方法等、具体的に表した計画となっております。いずれの計画においても、計画作成に当たっては、保護者の参画や意見を反映することが求められております。

計画の作成状況でございますが、本町においては、法改正前の平成25年9月か



ら個別の教育支援計画の作成を開始し、現在、特別支援学級に在籍しております児童生徒については、保護者の同意のもと、全員の計画を作成しております。

一方、個別の指導計画につきましては、一部の学校で既に作成済みでありましたが、本年度、町内全ての学校で特別支援学級に在籍している児童生徒の指導計画の作成を完了しております。

これら計画に基づき、児童生徒個々に応じた実効性のある、丁寧な指導支援に、今後生かしてまいりたいと存じます。

また、いじめの防止等のための対策についてでございますが、本年、平成28年3月に大空町いじめ防止基本方針を策定し、町及び学校の責務や取り組み方策を明確にするとともに、教育活動全体を通して、道徳教育の強化を図るなど、いじめ防止に向けた各種対策を学校と連携しながら取り組んできているところでございます。

次に二つ目の項目であります。

発達障がいについての普及啓発に係る教育委員会としての取り組み状況でございますが、教育委員会に配置されております特別支援コーディネーターが中心となりまして、毎年度、幼稚園での就学時健康診断や参観日の際に発達に関する講話や保護者相談などを実施し、発達障がいについての理解を深めてもらうなど、普及啓発に努めているところでございます。

今後とも、教育委員会として、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応に当たっては、町保健福祉部局や関係機関などと十分な連携をとり合い、情報を共有するとともに、個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階に応じた的確な状況把握に努め、保護者や子どもたちに寄り添った教育支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、上地議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 町長より台風の被害について、現在、把握できていることについて、適切に説明いただきましたが、この台風の復旧について1点聞きたいなど、建設業の方ともお話しさせていただく機会があり、お話を聞かせていただきましたが、現在、町長もわかるように、人手や重機も他の仕事で足りない状況であり、管内の他の市町村も、同じように復旧で大変だとお伺いしております。

その中で大空町は、何を優先して復旧に取り組んでいくのか。

この後の議員の方からの質問でもあると思いますので、簡潔で結構なので、1点お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 既に8月25日の議会臨時会におきまして、災害復旧費を一部お認めいただいているところがございます。

今回の台風災害、8月に被災を受けるということで、この年度の収穫など、農業の現場では、まだ終わっていないところがございます。また、雪が降るまでの間の期間、多少、昨年10月から見ますと、時間がございますので、この期間に急ぎ、これらの復旧に当たるといことが大切ではないかと考えてございます。

この9月6日の入札におきまして、国の災害事業に該当させるための査定用の設計の委託を既に一部発注をしたところがございます。また、少額事業工事につきましては、見積もり合わせなども実施をしている件数もございますし、既に起工伺いを済ませ、明日、入札が7本ということがございますが、その中にも、災害復旧に係るものを予定しているところでございます。

そういった中で、迅速に対応するということが一つ大きな役割ではないかと考えているところでございます。

また、本定例会におきましても、復旧に必要な補正予算を提案をさせていただいております。町民生活への影響を最小限にすることを第一と考えて、早期の復旧事業工事の発注に努めてまいりたいと思っております。

この関係につきましては、工事を受注する関係の事業者の方々の協力もいただかなければなりませんので、通常の発注形式だけではなく、こういう場合での応急的な対応というものも協議をしながら、迅速に対応できる受ける側の方々の配慮についても町として行っていかなければならないものと考えてございます。

そんな中で進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 復旧については、住民の方を第一に考え、早急に適切に対応していただきたいとお願いして、これで質問を終わりたいと思います。

避難の周知についてお伺いしましたが、今回は湖畔1丁目、2丁目、東2条6丁目と避難対象地区も狭く、戸別訪問や電話で対応することはできましたが、防災計画にあります、災害発生予想区域の網走川、町の大動脈ですが、ここに関しては住吉、豊里、本郷と一番対象地区は広くなります。

今後大規模災害が予想される場合には、どのように周知するのか、住民の生命と財産を守るためにもお聞かせをいただきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 町民の方々に対します避難に関する情報の発信でございますが、一つのことだけで事が足りるというふうには考えておりません。さまざまな方法を講じなければならぬものと思っております。

まず、今回も利用いたしましたメールの配信でございますが、これは2通りございます。現在、大空町の防災メールの配信にご登録いただいている方が860名ございますので、この方に対して随時情報を発信するという方法があります。

このほか、この大空町の地域に限ってエリアメールという仕組みがございますが、これはここにお住まいになっている方、登録されている方だけではなくて、地域に現在いらっしゃるスマートフォンなどをお持ちの方々に一斉にメールを送信するという方法もございます。

場合によっては、そういった、この大空町のエリアを範囲とした中で、メールを送るという方法も活用していきたいと思っております。

その他、今回も行いました電話連絡で直接状況についてお話をする、さらに足が運べるところについては、戸別訪問をしながら状況について説明し、避難の勧告などをお伝えするという方法もあろうかと思っております。

さらに、先ほども答弁で申しました、北海道のシステムを経由する方法で、北海道に避難準備情報、勧告・指示などを行ったときに、通知をいたしますと、そこから自動的にテレビやラジオの画面や音声を通じて、発表していただけるという仕組みがありますので、これも活用することといたしております。

そのほか、過去にも例がありますけれども、広報車を運行して、街頭から呼びかけるという方法でありますとか、農村部の方々などに対する周知の方法として、JAの協力をいただき、ファクスを送信する、さらに、自治会長などにも連絡をいただきたいという旨もいただいておりますので、不在になりがちの方などの確認などについては、自治会や近所の方に連絡をし、その不在確認などもしていただく、そういった地域の方々の協力もいただかなければならぬものと思っております。

今、申し上げましたようなさまざまな伝達手段をもって、町民周知を図ってまいりたいと思っております。

災害時はそのように町がしなければならないこともありますが、先ほど言ったように、地域の方々の共助という中での地域の方の御協力も必要ですし、御自身で身を守るというな自助、これらも大切になってまいりますので、これらを総合的に町民の皆さんにしっかりとお伝えをする啓発活動にも、今後、力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 避難対策計画の中で、二つ以上の手法を用いて、伝達するということも

ありました。

町長が言われるとおり、二つ以上の方法、放送なり、エリアメールなりさまざまな手段を使って、町内会等の方にも連絡し周知し、お願いするという場面も出てくるかと思います。

ですけど、それでもやはり警報レベルが高い状態で、網走川の場合だと、サラカオーマキキン川、黒瀬川を渡らなきゃいけないですし、あそこら一带は水の流れる地区なんで、これに関してですけど、実際、戸別訪問や警報レベルが高い中で、そういうふうに協力していただいて、動くのは難しいと思うんですよね。

これについて、どうお考えか聞かせていただきたい。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもの町の特性といたしまして、大きな河川があり、さらに、その両脇にまた消火栓などもあるということでございます。

従来の防災計画の中では、例えば本郷公民館、住吉公民館、豊里公民館、現在は旧となっておりますが、豊住小学校などが避難所と指定をされておりました。

しかし、実際に河川などの氾濫があった場合については、そういった施設では、なかなか避難しても、さらに災害に見舞われる危険があるということから、現在は、水災害における避難所指定というものはしていない状況でございます。

現在は、市街地にある避難所に避難をしていただくという体制をとっておりますことから、早目の周知というものが必要になってまいります。例えば夜間における避難でありますとか、さらには水かさが危険に達してしまっただけからの避難ということであれば、その河川の橋を渡ってこなければならぬという状況がありますので、特に、そういったときには早目に対応して移動をいただくということを旨として、対応を講じていかなければならないと感じているところでございます。

今回の災害においても、対策本部の中で、反省課題として挙げましたのは、避難の周知時期ということでございます。避難勧告、避難準備情報、今回発令いたしましたけれども、今回は開発局の助言でありますとか、過去のデータ、それと先ほど言った判断の注意情報の推移の過去の経験値から行ったわけではありますが、先ほど言いましたように、全ての河川で判断水位が出ているわけではございません。網走川とトマップ川のみということでございまして、その他の河川については、単に水位が計られてということだけで、基準となるものがないということもあります。

また、本町の地形特性なども考えますと、細かな判断基準というものを持っておかなければならないのではないかと考えてございます。

今までも、そうでありますけれども、過去の経験値だけで対応しておりますと、過去に経験のない雨量になったときには、迷いが生じてしまうというようなことが

ございます。国や北海道が管理している河川における判断基準も私どもの町なりにもう少しきちっと細かなところまで定めておく必要を感じましたし、町独自でそれぞれの場所における判断基準、また、それぞれの河川の水位を基準とした判断基準というものをしっかりと持っていなければならないものと感じたところでございます。

さらに、それらを推測しながら早目に皆さんに準備をいただく、行動をいただくという体制をつくり上げていくということをしていかなければならないものと感じております。

今回のこの災害を一つの教訓にさせていただき、町民の皆様の安全が守られるように、その仕組み作りをまたしっかりと構築してまいりたいと思います。

今後とも御指導をちょうだいしたいと思います。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 先ほど町長が言われたように指定緊急避難場、大東、本郷、住吉、豊里ですけど、低台で、これ洪水の指定避難場になっているんですけど、活用するにしても、低台だから余り活用できるかっていう問題もありますし、それにさっき町長が言われたように3河川またいで走らなきゃいけないと、新得町に限って、道央圏の話ですけど、台風10号の際に、避難途中で橋が崩落しそこで亡くなられた方がいるということもあります。

僕は、ぜひ高台っていうか住吉の方にも川を渡らなくても避難できる、ましては、救出とかを待てるような期間、または建物が必要ではないのかなと思うんですが、これについてどうお考えか、

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどの私の答弁で避難所になっているようにお感じになられたかもしれませんが、現在、住吉、本郷、豊里の公民館、そして旧豊住小学校は、避難所とはなっておりません。

一時避難場所ということで、さらにこの一時避難場所も地震などの災害に限ってということでございますので、その水災害のときには、こちらには行ってもらうということにはならないということ、さらに今議員がおっしゃったように、そのことをしっかりと伝え切れていない場面も、あるのではないかと反省をいたしますので、しっかりと地域の方々にそのこともお伝えをしていきたいと思っております。

確かに網走川左岸側においては、そういう建物があれば、理想かと思えますけれども、現状としてそのことだけのために、今、施設を整備するという考え方には至

らないわけでございます。

現実といたしましては、旧豊住小学校は2階建てでございますので、単に避難を待つということだけであれば、2階部分を活用するということはできますけれども、実際には物資の運搬ですとか、そういったものが、できないということであれば、避難所というところまでには至らないものと思っております。

緊急の、生命に危険があるときには、その2階に避難をするということは可能ではありますけれども、町として、しっかりと推奨できる建物ではないということでございます。

今後、こういった地域にお住まいの方々の安全を考えたときに、どのような方策を考えなければならないのか、町がやらなければならないこと、また、地域でお願いしなければならないこと、御自分でできること、というところにも鑑みながら検討を進めていきたいと、そのように思うところでございます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 これに対しては適切に検討していただいて、細かい部分は詰めていただいて、大空町独自のそういう災害に対応した計画にさせていただければと思います。

緊急メールとか、僕も登録はしています。メールの中で、避難場所はあるけど経路が、どういうふうに出るのかっていう心配もちょっとありまして、実際に避難する場合、経路というのは大事でありまして、2次災害とかにもつながることなので、避難経路の周知とか、そういうものを、今回はトマップ川と対象地区が狭かったですけど、避難経路というのはやはり大事なもので、避難経路の周知とか、そういうものは考えないのか。避難場所の周知はされていたんですけど、このについてお考え聞きたいなど。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の避難準備情報、また、避難勧告については、局所的な地域でありましたし、またその経路まで、指定するというまでに至らなくても、通常の移動手段で避難が可能だということから、あえてそこまで指定をした内容ではございませんでした。

しかし、先ほど言いましたように、網走川の左岸地区からなどの移動ということであれば、通常で考えますと、豊郷橋、治水橋、湖響橋の3橋をわたってということに、なろうかと思えます。

しかし、水位の状況によっては、この3橋を越してくるということが難しい場面も出てくようかと思えます。

そんな折には、さらに上流部分にさかのぼって、美幌嘉多山線のところから美幌側に移っていただくという方法もあろうかと思えます。

そういったことなども、当然考えて今後は、単に状況の説明ということの、メール配信だけではなくて、内容のあるものにもしていかなければならないかと思えます。そういった点についても、今後、検討といたしましょうか、配慮したものを情報として、出せるように努力をしてまいりたいと思えます。

現状で言いますと、そういったような場合については、河川を超えることなく、その地域の中での高い位置、さらには、土砂災害の考えられないような地域に一旦身を寄せるといったようなことも考えていかなければならないと思えます。

ただ、このことについては、そこにお住まいの方々が、常日頃から、自分のこととして受けとめていていただかなければならないものと思っております。そういったソフトなことと言いましょか、共助的なことも含めた内容を充実させていかなければならないということで、現在、豊里、住吉地区の皆さんにおきましては、自主防災組織の組織化というものをお願いをしているところであります。そういった組織化が図られてまいりますと、その中で、常日ごろからの自分の行動をどのようにしていくのか、そういうことについて、町側から、また地域側からいろいろな御意見などをいただきながら、決めておくというやり方も、必要になってくるのではないかと思っております。

できるだけ大勢の地域の方々に、こういった活動に参加をいただけるように努力をしていくのも、私どもの役割ではないかと、そのように考えてございますので、そういった中で、移動の仕方、そういうルールも決めてまいりたいと思っておりますのでございます。

#### ◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 台風関連は、これで最後の質問にさせていただきたいと思えます。

町長が言われたように、首長は大変な責任があると、他の市町村も同じように勧告、指示判断は、迷われているということはお聞きしております。テレビでも報道があつたりと、実際に国交省も、避難判断、避難勧告・指示の判断を迷わないように、啓発動画を作成したということも新聞で出ておりました。この内容については、判断が遅れ、住民が犠牲になり、マスコミなどからたたかれるというものでした。

これ関連しては、なかなか首長は難しい判断をするものだなと思えました。責任も大きなものだ。去年の9月10日で記憶に新しいと思うんですけど、茨木市の鬼怒川の氾濫から1年が経ちます。この1年が経ちますが、その当時の首長が、判断が遅れてマスコミでたたかれていることもありましたが、その当時の首長か言っていたのは、判断は、堤防が決壊すると思わなかったと、速やかに判断を下せば

よかったです。悔やんでいることがテレビで出ていました。

私はやはり、町長も大変な責任をお持ちだと思いますが、空回りする方がまだ良いので、住民の生命と財産を守るためにもぜひ早急に英断していただくようお願い申し上げます、台風の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 私どもの地域には、網走川がございますし、また、そこが注ぐ先として網走湖もございます。この網走湖にもは堤防がございます。現状で言いますと、網走川の水位が上がり網走湖に注いだ後は、網走湖の水位が上がってじわじわと増水し、それによる冠水被害というものも発生しているわけであります。

しかし網走湖全体が全部が堤防で囲まれているわけではなくて、堤防が設置されていない地域もあります。そういった地域については、水がついてしまうということもあります。私も不案内なところがあって、いつも、国に対して、この堤防の強度でありますとか、ここにさらに大きな水が溜ったときに一体どのように堤防が決壊していく、そういうシミュレーションになるのか、一方では堤防がないところがありますので、そこから水があふれていくということが事象として先に起こるのか、そういうメカニズムについて、なかなか具体的に説明をいただいたことがないと、ぜひそういったことについても、地元の首長に対して、説明をいただきたいというお話をさせていただいておりますけれども、まだ国としてもそういうようなものがしっかりと確立されていないという説明を受けてございます。

今後、これについては重要な判断材料になりますので、国に対してお願いをしてまいりたいと思っております。

また、網走川の水位がこのように、大変上がったのは、平成4年と11年、13年、18年、去年は1日で200ミリに達するような大きな雨でしたけれども、上流部分での雨量がさほどでもなかったせいか、大きな水の量とはなりません。しかし今年は300ミリを超えるということで大きな水害状況になっているところでございます。

それらの経験もさることながら先ほど言いました、こういった時期に発令を出すかということで考えておりますが、私が思いますのは、最終的に発令をするのは、私自身でございませけれども、その判断をするためには、それなりの先ほど言ったメカニズムや、さらには情報の収集、そういったものが重なって判断をしなければならぬということだろうと思っております。そういったものの情報の収集というところに、これから全精力を注ぎ込んで、着実に判断を早期に出せるということに心掛けてまいりたいと考えているところでございます。

そういった中で、私に任せられた責任は大きなものと、そのように受けとめて、



しっかりと対応できるようにしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 台風の質問については先ほど言ったように、終了させていただきたいと思います。

発達障がいについて、再度、お聞きしたいと思います。

先ほど、教育長が言われたように、保護者の方と協力しながら、個別に沿った計画を作成し、支援していくことで改善する方もいると思いますので、これに対しては適切に対応していただきたいと思います。

先ほど町長が言われたように普及啓発であります、法律の中でもありますように、国及び地方公共団体は個々の発達障がいの特性その他の発達障がいに関する国民の理解を深めるために、学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな職場を通じて必要な広報その他の啓発がうたっております。

今後、私を含めてであります、住民の理解が高まり、そのような障がいがあっても、最後まで町で過ごせるようになって欲しいと思いますので、再度注文いたしました、これから生涯、障がいを持って、最後まで自分の町で生活ができるように、これからは教育と福祉分野が重々連携し適切に対応していただけるようお願い申し上げ、質問を終了したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 国民の皆さんがこの発達障がいというものに対して、理解を深めること、まずこれが1番大切ではないかと思っております。

周りの方ももちろんですし、保護者の方々についても、そういう発達障がいというものがあると、どういう状態にあるのか、そういうことを受け止めていただかなければならないということもあるのかと思います。それらを含めて適切にそういう内容について周知をしていく、理解を求めていく、その役割を市町村は担っていると思います。

ただ、私ども、ひとつ国に対しても、これからは要請をしていかなければならないかと思っております。発達障がいという言葉がございませけれども、一方では3障がいの中に発達障がいというものが明確に位置付けられていないということもありまして、就労の場などでは、齟齬を生じているような施策もあるように感じてございます。こういったことに対しては、国に対しても制度の改正というようなことについて要請をしてまいりたいと思います。

今回の法改正は、乳幼児期から高齢期まで、切れ目のない支援ということをもって、それに伴う改正だと言われてございます。

実際には、先ほど教育長が答弁しましたとおり、お生まれになって乳幼児期から、幼稚園に入園される、小学校に入学される、義務教育の期間中というのは、私どもの行政が非常に関わる場面が多くなっておりますけれども、それ以降については、現実、どのような支援があるのか、国については、就労なり就業、就職の支援という言い方を言葉では使っておりますけれども、具体的には、どのようにしたらいいのかというのが、なかなか難しいなど、今時点では感じているところでございます。

実際に私どもの町のそういった障がいに係わる施策、障がいの方々に対する施策の一つとして、総合計画の中で、平成32年に子ども発達支援センターの整備というものを掲げてございます。まだ具体的なその内容議論にはなっておりませんが、そういうものの頭出しをさせていただいております。こういった施設ができ上がっていけば、地域の核となるものと考えてございますが、この整備に当たっての議論とあわせて、町としてどのように、その対応施策をソフト事業などとして、講じていくべきなのか、そういった議論もあわせて進めながら、この施設の整備というものを考えてみたいと思っております。

そういった折には、ぜひ、いろいろな立場からの御意見もちょうだいしたいと思っておりますので、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

#### ◇議 長 渡邊教育長

◇教育長 現在、国におきましても、障害者基本法の理念にのっとりまして、障がいのある方もない方も共生して生活する共生社会の形成を目指しているところでありますけれども、教育の分野においても、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが、通常学級で一緒に学ぶ、いわゆるインクルーシブ教育の実現に向け、国として動き出しているんですけれども、まだまだその実現には、年限を要するものと受けとめております。

発達障がいにかかわる、情報の提供や普及啓発に当たりましては、単に障がいの特性の理解ということではなくて、インクルーシブ教育推進の動向や考え方を初めとして、特別支援教育の目的や内容、通級指導教室での指導内容など、確実にその趣旨について、周知徹底を図ることが重要ではないかと考えております。

保護者の方だけではなく、広く住民の皆様に理解を得ていただくための普及活動を学校、幼稚園はもとより、保健福祉部局とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、個別の教育支援計画や指導計画につきましては、児童生徒の発達に即したよりきめ細やかな支援となるよう、保護者の御意見、御要望を伺いながら、常に内

容を見直し、切れ目のない支援につなげてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。  
ここで10分間休憩します。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時21分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
日程第5 一般質問を続けます。  
次に、3番 原本哲己議員の一般質問を許します。

- ◇原本議員 改めまして、おはようございます。

先ほども同僚議員からもありましたが、今回の3回にわたる台風の直撃は、昨年の10月8日、9日の23号台風の被害を上回るものとなってきていると思います。

被害に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、復旧に尽力されている方、また、この間、昼夜を問わず被害防止の対策に当たられた方に、心より御苦勞様、ありがとうございますと述べたいと思います。

では通告に基づき、質問に入ります。

さきに述べたように、この2年間相次いで台風が押し寄せ、大雨による気象条件も増えてきています。当町の基幹産業である農業、特に農地の被害が甚大なものになりつつあり、何らかの対策が必要になると思います。

では、1点目、既に同僚議員からもありましたが、今回の台風による農地の被害状況はどのように把握されているか、確認の意味でお聞きしたいと思います。

2点目、今時点で大空町としてできる対策はどのようなものがあるかお聞きしたいと思います。

3点目、ここからいろいろと、また2回目の質問でも述べたいと思いますけれども、今後、異常気象による災害、被害の多発が予想される中、基幹産業の農業を守るため、大雨に耐えられる農地基盤に変えていくことが必要だと思います。

農家個人の力では限界があり、何らかの支援対策が必要と考えられますが、その辺の町長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

- ◇議 長 山下町長。

◇町 長 原本議員の一般質問に御答弁させていただきます。

昨年10月の台風では、被災農地が全部で229カ所でした。

本年8月の台風においても、農地の被害が大きく、9月4日まで報告を受けております被災農地は、151カ所です。内容は、法面崩壊、ガリ浸食、河川氾濫に伴う冠水、土砂の流入などとなっております。この他、共同や個人管理しております排水路の被害が32カ所、耕作道は、68カ所が被害を受けております。

これらの被害に対応する方法、制度といたしまして、四つ方法があるかと思えます。

一つ目は、町が事業主体となり、農地災害復旧事業や農業用施設災害復旧事業に乗るという方法がございます。しかしながら、現行制度は、被災農地の法面面積については、算入ができないこととなっております。さらに、原形復旧が基本であることから、形状変更する基盤の切り盛りの復旧工法の方が安価な方法であっても、運搬盛り土での復旧となり、工事費が高額となる場合が多々ございます。

さらに面積当たりの補助対象事業費の限度額は、府県の限度額の4分の1から5分の1と格差が出ております。被災箇所が対象とならなかったり、事業費が極めて高額になるなど、非常に利用しづらい制度となっているのが現状でございます。

このため、平成27年度発生災害では、被災農地229カ所あると申しましたが、このうち農地災害復旧事業による復旧箇所は6カ所止まりでございます。また、全道でこの農地災害復旧事業を実施いたしましたのは、昨年度は大空町だけでございました。今回の台風による災害事例では、農地災害復旧事業は見込めないと考えてございます。

制度があっても、実質的に利用できないのは、大変残念なことでありますので、この農地災害復旧事業については、法面面積の参入、また、原形復旧以外の方法についての選択肢が可能となるよう、さらには、限度額の見直しなどを国に要請してまいりたいと考えてございます。

次に、27年度発生災害では多面的機能支払交付金制度を活用し、工事費の45%分を助成して、復旧を進めている現状でございます。昨年取りまとめ、当初段階におきまして農地復旧の申し込み箇所が170カ所ございましたが、40カ所が自助努力により、復旧することとなりました。残りの130カ所を業者施工による発注とすることといたしまして進めている現状でございます。今年の4月に56カ所を発注し、既に完了してございます。7月に51カ所を発注し、現在施工中でございます。また、9月に23カ所を発注する予定となっております。

これらを総合しますと、8月下旬現在での発注進捗率は、83%、工事の進捗率は概ね60%程度と把握してございます。

28年度発生災害につきましても、多面的機能支払交付金制度の活用ができれば良いのですが、流用できる予算がないということから、現状では残土の提供と積込

みの機械、オペレーター費用の負担というところに、とどまっている状況でございます。

次に、27年度発生災害において道営農業農村整備事業で、災害復旧も協議をいたしたところですが、当時は、予算割当額か要望額に達しないため、事業申請されている方の進捗に影響を与えてしまう、また法手続、申請に時間を要して、すぐに工事ができないなどの理由から、昨年度は、取組みをしていない状況にあります。

しかし今年度の発生状況について説明をし、北海道と協議をいたしたところ、被災した農地が道営事業の区画整理を現時点で申請されていれば、予定施工年次に区画整理とあわせて一緒に復旧工事も行うことは、可能であると、そのような回答を受けました。

しかし、この場合にあっても、人によりましては、復旧までに期間を要するという方もいらっしゃると思います。受益者の皆さんと個別に協議を行い、希望の取りまとめを行ってまいりたいと考えてございます。

次に四つ目といたしまして、農業振興資金を借入れし、災害復旧に当たる方法がございまして。

昨年度の災害におきましては、両JAが融資をいたします資金において、農業者の利子を町が負担し、無利子とする条例改正をお認めいただいたところでございます。そんな中、多面的機能支払交付金制度との併用により、これまで7名の方がこの制度を活用して、約700万円が融資をされております。今後の融資要望も想定されるわけでございます。

28年度発生災害につきましても、関係機関と協議を進め、昨年度と同様な支援内容について検討してまいりたいと考えてございます。

今後の農地における考え方につきましては、防災・減災対策も考えていかなければならないものと考えてございます。町といたしまして、日常における管理は当然のことながら、農業者の皆様のご取り組みなくして、防災・減災はあり得ないと考えてございます。台風、大雨が来る前に法面の崩落のおそれがある農地、また用排水路、町道に土砂が流れ込む恐れのある農地等について、水切りなどの協力を皆様にもお願いをしてまいりたいと考えてございます。使用いたします土のう等につきましては、共同で作成し、提供する方法なども考えてみたいと存じますし、畑を流れる水処理の仕方、土のう積み方など、予防、保全活動の研修会などについても、開催してはどうかと考えているところでございます。

先ほどまで申し述べましたのは、現行制度や、また対処する方針でございますが、当町の基幹産業である農業を守るためには、強固な農地の基盤に変えていくことが、将来的に必要でございます。これらの方向性をしっかりと町としても持たなければならぬものと考えているところであります。

農業農村整備事業に取り組むに当たりまして、生産性の向上だけでなく、減災・

防災対策を目的とした基盤整備も検討が必要と考えます。幾ら圃場の排水対策を行っても、下流域での排水処理ができていなければ、被災につながります。広域の排水処理、排水の整備を念頭に置いた計画策定を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

また、頻繁に法面の崩落等を起こす農地がございますが、構造上の問題もあるものと思われまので、これらについてはしっかりと検証を行って、形状の見直しなど、受益者の皆さんと再整備についても検討していかなければならないものと思います。

しかし、これらをの整備を行うということになりますと、高額な事業費がかかります。負担軽減を考えれば、道営事業等によって計画的に整備を行っていくことをしていかなければならないものと考えて、これらに取組むことをお約束を申し上げたいと思います。

以上、1回目の答弁といたします。

**◇議 長 3番 原本議員。**

**◇原本議員** 今、昨年からの復旧についても御説明をいただきありがとうございます。

まず1番目の質問でした災害の状況ですけれども、大体町長が答えたとおりに思いますけれども、僕自身で両JAに確認、細かいことをちょっと確認したんですけれども、その中で、まずその冠水被害、今回、水の問題を特にしたいんですけれども冠水被害については、女満別農協の調べでは、一部冠水を含めると260町位あるそうです。

また、全面冠水が150町位、それからJA網走東藻琴支所の方は、22ヘクタール位、という報告を受けています。

また壊れた箇所については、女満別は法面、それから農道、その他諸々、農地に関連する被害箇所と言うと79カ所、JAオホーツク東藻琴地区の方は大体100カ所位で受けています。

JAオホーツク関連の方は、多面的事業で大空町ですので、農協の中では復旧が進んでいると思っています。女満別地区も同じく大空町の多面的事業で昨年の分については、先ほど町長から説明があったとおり、復旧については、他の地区よりは進んでいると思います。

ただ、昨年、復旧したんですけれども、今年のこの三つの台風によって、また同じような被害を受けている。そこはちょっと大きな問題だと思う。

その原因ですけれども、今は一圃場からの流出水が大変多くなっています。特に経営の大型化、面積の大型化とそれから小麦類の作付奨励、それで一圃場から出る流出水が多くなり、今までの農地基盤整備事業では沈砂池等をつくっていたんですけ

ども沈砂池等では、十分に対処しきれない現状になっていると思います。

また、昨年からの被害で、特に大きな被害が出ている圃場は、下方の下の段にある圃場でした。今までは、何とか最小限の被害で済んでいたことから、大きな問題にはなっていませんでしたが、ここに来て異常な雨は、畑の上下関係、自分で全面積を持っていけば良いんですけども、上と下の耕作者が違う、そういう場面の中では、適切な表現ではないかもしれませんが、農家間の気持ちにひび割れをもたらしていることも事実だと思います。

また、河川の流域にある地域、ここでも滞留水が大変大きな問題となっています。ここでも被害を受ける農家は一定の順番となり、その繰り返しが行われています。最近では、高性能なポンプ車が開発局等に用意されていますが、これらの排水を処理するために、我が町でも、これらのポンプ車的なものを用意する必要があるという声も聞かれています。

これらのことを解決することに、先ほど町長も述べましたが、新しい事業、特に補助率の高い事業が必要だと思います。再度、その事業について、町としてどのように進めて行かれるのか、また町だけではなくて、JAそれから関係機関との調整も必要と思うんですけど、もう一度お聞きしたいと思います。

#### ◇議 長 町長。

◇町 長 昨年被災をされて、多面的機能支払交付金制度で復旧をいたしましたけれども、また同じ箇所がというところも報告として受けてございます。

今回、応急的に復旧をいたしました箇所については、その場所を直すということではございませんでしたので、実際にその被災を受けた原因のところの水道といたしまししょうか。そういうところまで切り換えて、水が来ないようにするというところまでの施工にはなっていない中で、今回また大きな雨量を観測し、同じような事象の中で、再び被災をしてしまったということではないかと、そのように受けとめてございます。

先ほども申しましたとおり、今までは、道営の整備事業などでも、面工事を優先をいたしまして、その圃場での生産性が上がると、そういうような客土、暗渠、区画整理、そういった工種を全面的に取り込んで行うということでありました。しかし、暗渠を行えば、当然暗渠の水がどちらかの排水に流れて行く、それが集まって河川に入っていく、河川も当然あわせて土砂などの流入も増えてくるということを考えると、その終末の処理のところも十分考えていかなければならないものと考えてございます。

今後、事業を進めるに当りましては、道路の側溝整備など、さらには広域的な排水処理というところを、農家の皆さんが個々にお考えになるところもあろうかと思

いますけれども、全体地区を見た中で、町としても必要なところについては、排水の整備などを優先的に事業の中に盛り込んでいくという姿勢を持たなくてはならないのではないかと、改めて感じたところがございます。

また、法面、農地造成、区画整理などを行ったところは、時として非常に上から順番に、いろいろな高さの農地ができ上がってきて、それぞれに排水処理をしているわけではありますが、結果的に下になればなるほど大きな水量が押し寄せて、下方域の土地に被害を大きくもたらしてしまうというようなことから、私も従来、農業者というような立場も多少ありまして、さらには上の方に住んでいる者でしたので、そこから流れる水が下方域の農地を壊してしまうというようなことで、また地域の中でも、御迷惑をかけていたところもございました。

昔の方、悪い言い方でいうと、水は上から下にしか流れないんだという言い方もありますけれども、そこは知恵を出しながら何とか最小限にしていく、それが人間の知恵ではないかと思っておりますので、その言葉一つでなかなか解決はできないと思っております。

先ほど言いました排水路整備、水道をどのようにするかという根本的なところ、また、大雨が来たときに大きな水の量となったときに、先ほど言った土のうなどを例えば積んでいただきながら、応急的な対応もお願いをしなければならないものと考えてもでございます。

もう一つは、こういったものを根本的に直していくのは、その壊れたところだけを直すということではなくて、大きな事業展開の中で、水の処理を考えていかなければならないということになります。先ほど言いました現行の農地災害復旧事業というものしか現状はありませんけれども、これの制度改正を求めていくというところも、一つ当然としてありますが、もう一つは、新しい制度として、これとは別に、通常行われている農業農村整備事業を行う率と同じような、負担比率でもって災害時には、その復元、復旧ができるという措置、それを地元として考えて、国に訴えていきたいと思っております。

本来であれば、今行われている道営事業の中の地区で発生した被災農地には、その事業の中で取り組んでくれればいいわけですがけれども、先ほど言ったように予算が十分ではないと、当初予定していた人の事業費を喰ってしまうということで、遅れてしまうので、災害時においては、同じような補助率でできる、そういうものを地区取りをしなくても、町村域として、幾つかまとまったならば、それを組みめるような、そういう制度を創設してもらいたいものだ、それを国に訴えていきたいと思っております。

本来、農地というのは個人所有が認められておりますけれども、公共財だと、だから公共事業として、さまざまな基盤整備ができるというふうに考えておりますので、法面も含めて、その公共財が傷んだ時に、公共として、それを手直ししていく



というのは、当然のことではないかと、そのように考えてございますので、道営の農業農村整備事業と同一率で復旧が可能になるような、そういう制度というものを国に創設していただきたいと、要請をさせていただきたいと思っております。

また、現在進行形の道営の土地基盤整備事業の地区があったり、また今後、取り組んでいきたいという要望がある地区などもございます。先ほど言いましたように、当然、面工事を皆さん主体としてお考えになっておりますけれども、防災、減災という趣旨をも考えていくなれば、当然その排水処理というところも大きな要素になって生産性につながっていくものと思いますので、町としても必要な箇所については、優先して、それらを取り組む、さらには、度重なる被災に遭った農用地などについては、区画整理の形状などの見直しを受益者の皆さんと相談をさせていただいて、そこを優先して区画整理を行う、そういう取り組みの中で、負担最小限の中で、被災農地を復旧させたり、また、こういう災害に強い農地を作っていくということに努力をしていかなければならないと、改めて昨年からの災害の中で感じたところでございます。

また、住宅ばかりではなくて、農地を守るための堤内地からの排水処理、例えば女満別地区の本郷地区や豊里、住吉地区については、排水機場というものがあって、排水をしておりますけれども、場合によってはその他の地域でも、こういったものが必要になってくるのではないかと思います。

現在、町では住宅などが張りついているトマップ川周辺について、町としてポンプを持って堤内から堤外に排水をしている場面がございますけれども、今後は農業の冠水、滞水を減らすということも念頭に置きながら、こういったものの整備も必要ではないかと内部の議論でもそういった案が出ておりますので、今後、これらの整備充実というところも考えてみたいと思っております。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 道営事業並びに既存の事業に、今回の災害復旧の部分を組み合わせていくということについて、もう一度ちょっと確認したいんですけども、現在、進んでいる道営事業、私たちもやっているんですけども、予算が足りなくて、年次送りが増えているんです。要するに、今まで平成30年、31年に終わる予定のものが32年、33年になっていくという形の進み方をしていると思うのです。その中に新しい事業、今回のこの災害の部分のプラスを入れて行くことは、やはりきつい。

さっき町長もちょっと述べましたけれども、きつくなって結局、例えば、私個人として自分の分の何かを減らして、その分に充てるとかという形にしないと、予算的に完成年度に向かっていけないような形でないかなと思っております。

そんな中で、これはあえて町長も新しい事業といたしましたけれども、異常気象災

害対策農地整備事業というような形で、さっき言った排水のポンプ車も総事業に入れられる。それから最近の異常気象で、突如として起きた災害、そういうものにもすぐ対応できる、そういう事業を、やはり町を中心に関係団体とともに、今後求めていくっていうことは、とても必要でないかなと思うのです。

その意味で、何とかこの2年間で良い教訓でしたので、このようなことに耐えられる農地にしていくために、新しい事業、そしてその農家間の調整を町がとって、先ほど言いましたように、上にある人と下にある人の人間関係が壊れないように、みんなが仲よく農業をやっている形っていうのは、とても大切と思うので、その辺の尽力をしていただきたいと思います。

再度新しい補助事業、それについて、町長から、よしやって行こうという確認の意思をもらいたいのですけども、どうでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず28年度の発生災害につきまして、いま北海道が仕切っていると言いましょか、考えていること、それは今回28年度災害で被災した農地、その場所が今計画されてスタートしている道営農業農村整備事業の区画整理工種を申請してある農地であれば、その農地を事業で施工しようとした年度にあわせて、今回の災害復旧もやってもよろしいですという言い方をされております。

昨年度はそれもだめだという言い方でしたけれども、本年度は、そこでやってもいいですよと言われております。ですから、早い方については、その部分の設計を行って、29年、30年に、例えば、区画整理をやろうと思っていたところと合わせて復旧することは可能だということになっています。

ただ、その被災した農地が区画整理を申請していなかったり、さらには、もっともっと遅い年次で施工しようというふうに予定されていれば、結果的には2年も3年も4年も間が空いてしまうので、そこのところは個別の農家の方の意思を確認しながら、取りまとめをしていきたいというのがまず1点でございます。

今言われましたように、去年はなぜだめであったものが、今年、良いのかと言いますと、多分全道的に被害の広がり大きいということが一つ挙げられると思えますし、去年の予算だけの話ですけれども、予算の付き方と28年度の予算の付き方、さらには北海道が考えていると思えますのは、今、概算要求で国が予算要求している29年度の農業農村基盤整備事業の予算というものの総額の額の大きさが少しずつ大きくなってきているので、そのことをやっても、当初、手上げをしていた方々のところに遅延を及ぼすということは余りないのではないかという考え方があって、28年度の災害については、認めてくれたということではないかと思っております。

ただ、私は先ほど言いましたのは、地区があるから、そこに事業申請をしている

から、そのときに合わせてやってもらうというだけでは、足りないというのが私の考え方であります。

本来農地というのは、個人所有が認められておりますけども公共財として位置付けられているから、公共事業が投入されて大きな補助率で施工ができているということを考えれば、今回の被災した農地は、公共財が被災を受けたのだというふうに考えますと、そこにその地区取りだとか何だとかということではなくて、今回被災された農地については、一定額以上の大きな金額になるものについては、それらを全部取りまとめて、一つ大空町地区として、補助事業、通常の道営事業と同じ補助率でもって施行することを認めて欲しいという要請を行っていかなければならないのではないか、そうでなければ、迅速に復旧が進まない、そのように考えております。

本来、先ほど言いました農地災害復旧事業によって、災害を復旧させたような場合については、昨年の例で言いますと、大空町、つまり地元農地でありますので、個人の農家の方の持ち出しは16%で、国の補助率が84%程度となっております。極めて高いわけであります。しかし先ほど言ったように、その災害復旧事業は、法面だけが崩れて危なくなっているものについては戻せないと、農地そのものが被災になっていないと対象にならないんだと、今そういう言い方で査定を受けますので、多くのものは取り扱えないと、であるならば通常の道営農村整備事業、国が52%、北海道が28%、地元の負担が20%、通常、農業者の皆さんは、これで道営事業を施工されているわけでありますので、この補助率をもって今回の災害被災したその法面も含めて、農地のところを拾い上げてくれる、そういう新しい制度を作ってほしいと、それを私はもちろんですけども、この地域、北海道として言うて行かなければならないと思っております。

そういう要請活動を今後、強力に行っていく、そのことが安心してといひましようか、農業者の方が、もし何かあっても、こういう負担で復旧ができるんだという、その安心感にもつながって行くものと思っておりますので、それについて、一生懸命、要請活動を行ってまいりたいと思っております。

14日には、農林水産大臣がこの管内に入ってくると、地域の被災状況などについて意見交換も含めて、要請も受けるということでもあります。その中で、わずかな時間でありますので、全て訴えることができるかどうかわかりませんが、今回の機会に限らず、機会あるごとにこの要請を前面に出して、農業が中心産業の大空町として、ぜひお願いをしたいということを強く訴えてまいりたいと思っております。

◇議 長 3番 原本議員。

◇**原本議員** 町長の気持ちは理解できました。

もう一つ、ちょっと付け加えて、先ほど1回触れていますけども、今、雨が降って畑が壊れる。それはもう現状で見えているから良いんですけども、これから去年、今年の台風災害でも何でもなかった土地、特に去年10月8日時点で、まだビートが植わっていた畑ですとか、今年も小麦跡地じゃなくて、ビートとかジャガイモの畑は、多少いろんな被害を受けているんですけども、そういうところは、やっぱり小麦を植えたところよりもはるかに被害が少ない。でもそれはきっと小麦を植えたときには、1日に百何十ミリも降るとか、10日間で300何十ミリも降る雨になると、また同じような災害が出ると思うんです。

それを今から本人がやっぱり心配で、どうしても直したいということもあると思うんですね、災害を受けてから直すのではなく、直したいこともあると思う。こういう事業をできないかということもやっぱり考えていきたいと思うんです。

それについては、どうでしょうか。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 先ほど、この件についてもお話ししたと思いますけれども、今までに何回となく、被災を受けている農地というのは、やはり同じような場所で被災を受けていることが多いのではないかと思います。

そういったものの区画整理、形状を変えると水道を変えるところについても、今後は、優先的に、その計画の中に位置付けて、受益者の方、土地の所有者の方にお話をさせて町としてももらいながら、また、農家の方についてもそういう意識を持ちながら、道営事業を仕組んだときに、区画整理を行って行く、あわせて排水の整備を行うという形をとりたいと、単に今までおいては、こう言うのはなんですけども、どちらかというとな農業者の意向だけで基盤整備事業の取りまとめというのが行われてきたように思いますけれども、私どもも、言葉が悪いのかもしれませんが、口を出させていただいて、何回となく被災しているの、ここは形状として直した方が良いんじゃないかと、そういう御提案もさせていただいて、所有者の方々の御理解もいただいて、直していくということも、今後はやっていきたいと、そのように考えてございます。

また、さらに雨が降っていないにもかかわらず、長年の劣化などで水道が下流部分であって、一度に崩れたというようなところが過去に、ここ2年、3年前ぐらいから何カ所かございます。そういったものの事前の診断といいたいでしょうか、そういうものも多面的機能支払交付金制度事業の中で行っていくということを考えていかなければならないものと思います。

普段からそういうような箇所というのは、皆さん方、私どももそうですけれど農

業者の方が、周りの方も含めて詳しいのではないかと考えております。

先ほど言った、町が防災や減災を中心とした基盤整備というものを考えていく、このことを農業者の皆様にもしっかりと御理解いただいて、常日ごろ管理をされているその多面的機能支払交付金制度、運営しているのは、広域協定運営委員会でございます。そここのところにも、町の考え方、趣旨というものをしっかりとお伝えをしていただいて、常日ごろの管理でもそういう視点を持っていただく、さらには、そういうような箇所がどこにあるのかということ、そういう委員会の皆様からもお知らせをいただいて、基盤整備をやる地区に当たっては、そういうところを盛り込んで基盤整備をしていただくということを旨としてやっていきたいと、そのように考えてございます。

町としても、先ほど言いました上下の水の管理の関係、さらには、今言った基盤整備の順番の関係、いろいろな調整を行っていかねばならないわけでありまして、けれども、ぜひとも農業者の皆様にも当事者として御協力をいただかなければ、あとは何とか町で全部やってくれと言われても、皆さん方の協力もなければ、町としてもなかなか進め切れないうところもございます。

ぜひ、そういった視点も説明させていただきながら、理解を得るように努力をしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 これです。

今町長にお答えいただいたとおりでやっていただければ、大変将来的に良い方向へ進んでいくと思います。何とかその進み方が少しでも早く進むようお願いして、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の大きな雨量からは、幾つもの課題をいただいたものと思っております。

当面、町民の生活、また、来年に向けての再生産を考えて、復旧作業を急がなければならないという、目先の課題もあります。

また、将来的に災害に強い農地をつくっていくという観点からは、計画的な排水対策というものを行っていかねばならない、さらに、そういったものを進めるに当たって、また雨が降ったときの被害を最小限に抑えるためには、町だけではなく、農業者の皆さんと一緒に、日常の管理のてこ入れをしなければならないというようなこと、幾つもの反省材料がございます。それらについては迅速に対応

し、災害に強い、そういった地域の産業というものを作れるように、これからも努力をしてまいりたいと思います。

また、国や北海道に対する要請も、いろいろな視点から必要になってまいりますので、そちらについても、迅速に対応して、地域の窮状というものを説明してまいりたいと思っております。

今後とも御指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

**◇議 長** これにて、原本哲己議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。大変お疲れさまでした。

**(散会 午後 0時02分)**

平成 2 8 年 第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成 2 8 年 9 月 1 2 日
- ・ 開 会 平成 2 8 年 9 月 1 2 日
- ・ 閉 会 平成 2 8 年 9 月 1 3 日

大 空 町 議 会

# 大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠	員			
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川			昇
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲		雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。



5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	産業課長
総合支所	長	産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課	長	建設課参事
総務課	参事	地域振興課長
住民課	長	住民福祉課長
福祉課	長	総務課主査
福祉課	参事	
教育	長	生涯学習課参事
生涯学習課	長	生涯学習課参事
監査委員事務局	長	農業委員会事務局

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

# 平成28年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成28年9月13日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第74号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について
- 日程第3 議案第75号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第76号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第77号 大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例制定について
- 日程第6 議案第78号 大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例制定について
- 日程第7 議案第79号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第80号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第81号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第82号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第83号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第84号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第18 認定第6号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第7号 平成27年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 議案第85号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第23 報告第11号 平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第24 報告第12号 平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第25 報告第13号 例月出納検査結果報告について

# 出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課長	佐々木徳幸
総合支所長	菊地教男	産業課参事	中村直樹
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	地域振興課長	伊藤裕幸
住民課長	山本勝栄	住民福祉課長	平田義和
福祉課長	南部猛	総務課主査	土田康裕
福祉課参事	松川一正		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	田中信裕	生涯学習課参事	田端久剛
生涯学習課参事	福田和義		

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 熊谷裕幸

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 作田勝弥

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	石川大樹

以上のとおり報告する。

平成28年9月13日

大空町議会議長 近藤哲雄

(午前10時00分)

◎開議あいさつ

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成28年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、1番  
上地史隆議員及び2番 田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している  
とおりであります。また、職の都合により、一部異動がある場合がありますことを御  
了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第74号

◇議 長 日程第2 議案第74号 網走地方教育研修センター組合規約の変更  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書の1ページでございます。

「議案第74号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、網走地方教育研修センター組合規約  
の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。平成28年9  
月12日提出 大空町長 山下英二」

議案書3ページをお開き願います。網走地方教育研修センター組合規約の一部を  
変更する規約でございます。

変更内容につきましては、新旧対照表にて御説明いたしますので、議会定例会参考資料の1ページを御覧願います。

議案第74号関係 網走地方教育研修センター組合規約の一部を変更する規約新旧対照表です。

網走地方教育研修センター組合は、オホーツク総合振興局管内の市町村が共同して行う教職員の研修並びに研修に関する調査研究を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関としての施設を共同して設置し、管理するための一部事務組合です。

このたびの変更の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員会制度が変更されましたことから、新教育長の設置及び任期、並びに文言等の整理をするために変更するものであります。

変更の内容ですが、表の右側が変更前、左側が変更後の規約となります。

第11条第2項中、「教育委員会の委員は、組合市町村の教育委員会の委員のうちから」を「教育委員会の教育長及び委員は、組合市町村の教育委員会の教育長及び委員のうちから」に改め、同条第3項中「第16条に規定する教育委員会の委員の解職請求に関する事務等」を「第14条第2項に規定する事務」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に、第3項として「前項の教育長及び委員の任期は、それぞれ当該市町村教育委員会の教育長及び委員の任期による。」を加えるものであります。

附則といたしまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、提案理由について御説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 網走地方教育研修センター組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 網走地方教育研修センター組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第75号

◇議 長 日程第3 議案第75号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 「議案第75号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてこのことについて、別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

議案書の7ページをお開きください。改正する条文でございます。

改正内容につきましては、配付されております参考資料にて説明を申し上げますので、参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

大空町手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の概要につきましては、本町におきます戸籍、住民票、税等に関する諸証明について、手数料を減免する範囲を明確にし、事務の適正化を図ること目的として改正を行うものでございます。

項目としましては、手数料の減免であります。

関係条例につきましては、第5条第2号、こちらについては削除するものです。

「公費の援助又は扶助」につきましては、生活保護等の生活困窮に伴う援助の申請を想定しておりますが、現実的には、当該手続に必要な証明書類は官公署からの請求となるため、本人請求の必要がないこと、また、他の公共援助を目的とした諸手当等の申請用の証明書も含まれるというような誤解を招く曖昧な表現でありますことから、住民対応の際に住民へ不信感を与える可能性もあることから削除するものでございます。

続きまして、第5条第6号です。

児童手当の申請に添付する所得証明につきましては、該当する全ての受給者が対象となり、必要となる証明であり、同意に基づく照会で済む受給者が無料であることとの整合性を図るため無料とするものであります。

続きまして第5条第15号です。

規則で定めておりました減免事項を削除し、条例で改めて定めるものであります。

登記所からの評価証明交付依頼書による登記申請人からの依頼があったときに、無料で固定資産評価証明書を登記所宛てに交付しているものであります。

三つの条項につきましては、いずれも施行期日は、公布の日から施行することとされています。

続きまして新旧対照表を説明しますので、4ページをお開きください。

右側は、改正前の条例であります。

右の第5条の第2号、公費の援助また扶助を受けるために必要なものについて、請求があったときにつきましては、左のように削除します。

各3号から6号につきましては繰り上げしまして、左側の(6)児童手当法による所得証明を新たに追加するものです。

また、15号にあります登記所の交付依頼による固定資産評価証明書を新たに追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものです。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第76号

◇議 長 日程第4 議案第76号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正す



る条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇**住民課長** 議案書9ページでございます。

「議案第76号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

11ページをお開きください。こちらにつきましては、改正条文を載せてございます。

改正概要につきましては、配付されております参考資料で説明いたしますので、参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。大空町特定公共賃貸住宅条例の一部改正につきまして、概要といたしましては女満別地区の中所得者向け住宅であります特定公共賃貸住宅、しらかば第2団地につきましては、平成28年で36戸中、現在8戸が空室になっております。入居促進対策としまして、これまでは単身者の入居を認めておりませんでしたけども、単身者入居を可能とするように、入居条件を緩和することをしたいということでございます。

こちらの新旧対照表でございますが、右にありますとおり下のアンダーラインにあります「該当する者」というものを、左側のように「ただし、しらかば第2団地の2LDKの住宅については、単身者の入居可能とする。」ということでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行したいと考えております。

以上、改正内容につきまして説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇**議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 大空町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第77号

◇議 長 日程第5 議案第77号 大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 「議案第77号 大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

15ページをお開き願います。古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例につきましては、古梅ダム維持管理事業として平成14年4月、土地改良事業施工の同意を知事からもらい、知事から受けた土地改良法第96条に基づき行う土地改良事業ということで、大空町土地改良事業分担金徴収条例により、土地改良法第96条の4項に基づき分担金を徴収しております。

しかし、大空町土地改良事業分担金徴収条例では、国営、道営、団体営の農業農村整備事業を実施した場合の分担金並びに特別徴収金の徴収を目的としております。

維持管理事業に係る分担金は、一定の管理経費に対し分担金を賦課することから、賦課単価及び賦課区域など徴収根拠を明確にすることが望ましいと考え、新たに分担金徴収条例を制定するものでございます。

大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例は、新規条例でございますので、条例を読み上げて御説明を申し上げます。

(目的) 第1条 この条例は、土地改良法第96条の2第1項の規定により、町が施行する畑地かんがい施設に係る古梅ダムの基幹水利施設管理事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者から分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行に係る地域で畑地かんがい施設によって利益を受ける農地の土地所有者をいう。ただし、賃貸借

による権利の目的となっている農地については、貸借人と当該土地所有者と協議して、当該農地に係る分担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者を受益者とすることができる。

第2項 受益者に変更があったときは、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(分担金の額) 第3条 受益者分担金の額は、毎年度別表により算定した金額とする。

(分担金の賦課及び徴収) 第4条 町長は分担金を賦課したときは、遅滞なくその額及び納入期限を受益者に通知し、当該分担金を徴収しなければならない。

(分担金の減免等) 第5条 町長は、受益者が災害その他やむを得ない事情によって分担金を納入することができないと認めるときは、その申し出により納入期限を変更し、又はその一部又は全部を減免し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(過料) 第6条 偽りその他不正な行為により分担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任) 7条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第3条関係) 利用区分 古梅ダム維持管理事業分担金、面積割(年間) 10アール当たり500円。

分担金の見直しについて検討いたしました。平成30年度以降、老朽化した古梅ダムの施設を基幹水利施設管理事業により、年間1,200万円程度実施する計画をしております。そのときの大空町の負担額は、年間3百万円程度の増額となることから、分担金は、現行のとおりといたしました。

備考 1 面積割は、国営女満別土地改良事業に係る水利使用許可における畑地かんがい受益面積(10アール未満の端数は切り捨てるものとする。以下「受益面積」という。)に対し、上記により算定した合計額とする。

2 受益面積に減少が生じた場合は、減少した面積に減歩率0.883を乗算した面積を受益面積から減じた面積で算出する。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号 大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 大空町古梅ダム維持管理事業分担金徴収条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第78号

◇議 長 日程第6 議案第78号 大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書の17ページでございます。

「議案第78号 大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例について

このことについて、別紙のとおり提出する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

19ページをお開き願います。本郷排水機場維持管理事業分担金徴収につきましては、本郷排水機場維持管理事業として平成14年4月、土地改良事業施行の同意を知事から受けた土地改良法第96条に基づき行う土地改良事業ということで、大空町土地改良事業分担金徴収条例により、土地改良法第96条の4に基づき分担金を徴収しております。

しかし、大空町土地改良事業分担金徴収条例は、国営、道営、団体営の農業農村整備事業を実施した場合の分担金並びに特別徴収金の徴収を目的としております。維持管理事業に係る分担金は、一定の管理経費に対して分担金を賦課することから、賦課単価及び賦課区域など徴収根拠を明確にすることが望ましいと考え、新たに分担金徴収条例を制定するものでございます。

大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例は、新規条例でございますので、

条例を読み上げ、御説明申し上げます。

(目的) 第1条 この条例は、土地改良法第96条の2第1項の規定により、町が施行する本郷排水機場に係る基幹水利施設管理事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき受益者から分担金を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行に係る地域のうち大空町女満別本郷の区域にある農地の土地所有者をいう。ただし、賃貸借による権利の目的となっている農地については、貸借人と当該土地所有者と協議して、当該農地に係る分担金の徴収を受ける者を定めた場合には、その者を受益者とすることができる。

第2項 受益者に変更があったときは、従前の受益者の地位を承継するものとする。

(分担金の額) 第3条 受益者の分担金の額は、毎年度別表により算出した金額とする。

(分担金の賦課及び徴収) 第4条 町長は、分担金を賦課したときは、遅滞なくその額及び導入期限を受益者に通知し、当該分担金を徴収しなければならない。

(分担金の減免等) 第5条 町長は、受益者が災害その他やむを得ない事情によって分担金を納入することができないと認めるときは、その申し出により納入期限を変更し、又その一部又は全部を減免し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(過料) 第6条 偽りその他不正な行為により分担金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）地域の区分 上区、対象範囲 本郷地番で美幌町境界から15線までの区域、分担金の額 10アール当たり180円。

区域の区分 中区、対象範囲 本郷地番で15線から13線半までの区域、分担金の額 10アール当たり240円。

区域区分 下区、対象範囲 本郷地番で13線半から網走湖までの区域、分担金の額 10アール当たり300円。

分担金の額につきましては、本郷排水機場維持管理費から基幹水利施設管理事業補助金、太陽光売電収入、美幌町負担金を引いた大空町負担額のうち20%を大空町が負担、80%受益者分担金による負担として算定いたしました。

分担金の額の設定につきましては、現在までの分担金の定め方を踏襲、参考にし

て、排水機場の恩恵を受けます下区を基準として設定しております。

下区の分担金は、10アール当たり300円、中区につきましては、下区の2割減額した10アール当たり240円、上区につきましては、下区の4割減額した10アール当たり180円と決めました。

備考 1 面積割は、農地基本台帳による農用地面積（10アール未満の端数は切り捨てるものとする。）に対し、上記の区分ごとに算定した合計額とする。

2 農地基本台帳による農用地面積の地番内に農業用施設等の非農地部分があるときは、航空写真の面積測定システムで適正な農用地面積を算定するものとする。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 大空町本郷排水機場維持管理事業分担金徴収条例制定については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第79号

◇議 長 日程第7 議案第79号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の21ページになります。

「議案第79号 平成28年度大空町一般会計補正予算（第4号）」

平成28年度大空町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,770万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億8,657万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の追加は、第2表地方債補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

23ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 町税に5,217万8,000円を追加、14款 国庫支出金に5,859万9,000円を追加、17款 寄附金に210万円を追加、18款 繰入金から1,023万8,000円を減額、20款 諸収入に2,496万3,000円を追加、21款 町債に6,010万円を追加、歳入合計は、1億8,770万2,000円を追加し、104億8,657万2,000円とするものです。

24ページをお開き願います。歳出です。

2款 総務費に70万1,000円を追加、3款 民生費に1,610万7,000円を追加、4款 衛生費に374万7,000円を追加、6款 農林水産業費に36万2,000円を追加、7款 商工費に12万円を追加、8款 土木費に307万9,000円を追加、9款 消防費に60万9,000円を追加、10款 教育費に1,731万7,000円を追加、11款 災害復旧費に1億4,240万円を追加、13款 職員給与費に326万円を追加、歳出合計は、1億8,770万2,000円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

25ページになります。第2表 地方債補正、1追加です。

28年発生災害公共土木施設復旧事業債は、台風7号、11号により被害を受けた道路、河川の災害復旧事業の実施に伴う財源として地方債を借り入れるため限度額6,010万円を追加するものであります。

今回、災害復旧費に係る補正予算の財源として5,730万円、8月25日の臨時会でお認めをいただきました道路、橋梁及び河川にかかわる災害復旧費のうち、測量設計委託料280万円についても、地方債が対象となることから、合わせて6,010万円を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、32ページ、33ページをお開き願います。

2款1項7目 ふるさと応援寄附金事業の14節 公金支払代理納付システム使用料に17万3,000円、サイト掲載使用料に52万8,000円を追加しています。

現在はインターネット上で、1社のサイトを利用し、ふるさと応援寄附金を受け付けていますが、他の自治体の事例を参考に新たなサイトも活用し、寄附の増額を図るため、使用料を追加するものであります。

3款1項1目 地域福祉・医療基金管理費の25節 積立金に100万円を追加しています。福祉に役立ててほしいと寄附のあった1件について積み立てるものであります。

2目 老人福祉一般事務費の13節 介護基盤充実・強化支援業務委託料に125万3,000円を追加しています。介護保険制度を取り巻く環境は、今後も厳しさを増す中で、介護保険サービス利用者の利益保護、社会福祉の推進をするためには、町内における介護保険事業の中核を担っている東藻琴、女満別両福祉会と町が介護基盤の充実強化について。協議、検討を行う必要があることから、業務の委託を追加するものであります。

同じく、介護保険事業特別会計繰出金の25節 介護保険事業勘定特別会計繰出金に294万9,000円を追加しています。29年度から始まる介護予防日常生活支援総合事業の実施に伴う介護保険システム改修に係る繰出金であります。

3項 障害者総合支援事業の23節 前年度障害者補装具費負担金返還金94万8,000円、前年度障害者自立支援給付費負担金返還金に857万2,000円、前年度障害児施設給付費等負担金返還金に2万2,000円、前年度障害者自立支援医療給付費負担金返還金に28万円を追加しております。平成27年度事業の精算により国及び北海道への返還分を追加するものであります。

2項2目 広域入所事業の23節 前年度広域入所事業負担金返還金に1万円、同じく3目 豊住保育園管理運営費の23節 前年度特例保育給付負担金返還金に56万1,000円。東藻琴保育園管理運営費の23節 前年度特例保育給付負担金返還金に42万8,000円、同じく4目 児童センター・児童クラブ等管理運営費の23節 前年度子育て支援交付金返還金に8万4,000円を追加しています。それぞれ平成27年度事業の精算により国、北海道への返還分を追加するものであります。

4款1項2目 各種疾病予防対策事業の13節 予防接種委託料に30万9,000円を追加しています。現在、任意接種となっていますB型肝炎の予防接種が、生後1歳までの乳児は、10月1日から定期接種に変わることから追加するものであります。

34ページ、35ページをお開き願います。

3目 簡易水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金から437万1,000円。同じく、個別排水処理事業特別会計繰出金の28節 繰出金から69万3,000円を減額しています。繰越金の計上等に伴い減額となるものであります。

2項1目 一般廃棄物最終処分場管理運営費の12節 自動車保険料に1万2,



000円、自動車点検料に8万1,000円を追加、14節 重機借上料から308万1,000円を減額、18節 タイヤショベルに580万4,000円を追加しています。現行の予算では、12月から3月までの期間、タイヤショベルを借り上げることとしておりましたが、中古のタイヤショベルを購入し対処したいため、購入費用、保険料、点検料を追加し、タイヤショベルの借り上げ料を減額するものであります。

2目 網走し尿処理施設負担金の19節 負担金から103万4,000円を減額しております。28年度に予定しておりました施設の屋根修繕を取りやめたため106万1,000円を減額、27年度の精算に伴い、2万7,000円が増額となり、差し引き103万4,000円が減額となるものであります。

同じく、合併処理浄化槽設置整備事業の19節 補助金に672万円を追加しています。当初は浄化槽5基分の補助金を見込んでおりましたが、設置要望の件数が増えていることから、6基分を追加するものであります。

6款1項5目 農業用施設維持補修事業の13節 本郷地区農業用排水路用地測量委託料に34万円、17節 用地買収費に2万2,000円を追加しています。本郷地区の排水路整備に伴い、用地の取得が必要となることから、用地測量委託料及び用地買収費を追加するものであります。

7款1項1目 商工業振興一般事務費の18節 かき氷機に12万円を追加しています。産業の振興に10万円の寄附があったことから、地場産品を材料としたかき氷をつくり、産業の振興を図るため備品を購入するものであります。

8款1項1目 道路台帳補正事業の13節 委託料100万円を追加しています。町道整備に伴う区域の変更及び橋梁の整備により台帳の補正事務が必要となることから追加するものであります。

36ページ、37ページをお開き願います。

2項2目 町道維持補修事業の15節 町道維持補修工事に100万円を追加しています。交通事故が多発する大成地区の交差点付近では、幾つかの標識が設置されており、車の走行位置によっては、止まれの標識が見づらくなることから、町で設置しています大型の道路案内標識を移設し、また、路面警戒表示を行い、事故発生の軽減を図るため追加するものであります。

4項1目 下水道事業特別会計繰出金の28節 繰出金に67万9,000円を追加しています。消費税及び地方消費税の確定に伴い、見込みより増額となることから追加するものであります。

7項1目 空港対策費の9節 普通旅費に40万円を追加しています。道内空港の一括民営化に係ります協議会、会議等への出席が増えており、予算に不足が生じることから追加するものであります。

9款1項5目 災害対策事務費の11節 消耗品に9万2,000円、燃料費に

11万2,000円、食糧費に3万9,000円、14節 機械借上料に36万6,000円を追加しています。今後、本格的な災害の時期を迎えることから、8月の台風災害に伴い必要な支出負担行為をしているため、予算に不足が生じないように使用した分について追加するものであります。

10款1項2目 子ども未来づくり教育基金積立金の25節 積立金に100万円を追加しています。未来を担う子どもたちに役立ててほしいと寄附のあった1件について積み立てるものであります。

3項1目 女満別中学校管理費の11節 修繕料に41万1,000円を追加しています。8月の台風の際、教室内にて雨漏りがあったことから、修繕するため追加するものであります。

7項1目 体育振興補助金の19節 補助金に81万6,000円を追加しています。町民が全国、全道大会へ参加する経費の一部を助成していますが、本年度は全国、全道大会への参加が増えていることから、不足分について追加するものであります。

2目 体育施設費一般管理費の14節 重機借上料に10万円を追加しています。東藻琴野球場の敷地にある排水路が土砂で埋まり排水機能が低下していることから、土砂上げをするため追加するものであります。

同じく、大空町B&G海洋センター管理費の15節 駐車場整備工事に1,499万円を追加しています。駐車場の拡大を図り、駐車可能スペースを確保し、施設利用者の利便を図るため追加するものであります。

38ページ、39ページをお開き願います。

11款1項1目 28年発生災害農業用施設復旧費の15節 町営牧野復旧工事に210万円を追加しています。台風災害により、牧野内道路崩落、草地崩落の被害を受けた3カ所について復旧するため追加するものであります。なお、復旧工事に係ります箇所につきましては、議会参考資料の7ページに掲載してございますので、御参照いただければと思います。

2目 28年発生災害林業用施設復旧費の15節 林道復旧工事に310万円を追加しています。台風災害により路盤洗掘、排水溝洗掘の被害を受けた4カ所について復旧するため追加するものであります。復旧工事に係ります箇所につきましては、議会参考資料の9ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

2項1目 28年発生災害道路橋梁復旧費の13節 道路災害測量設計委託料に300万円、15節 道路橋梁復旧工事に7,420万円を追加しています。台風災害により法面洗掘や路肩決壊、法面崩壊等の被害を受けた道路、橋梁99カ所に係わる復旧工事と必要な測量設計委託料を追加するものであります。

2目 28年発生災害河川復旧費の15節 河川復旧工事に6,000万円を追

加しています。台風災害により河道洗掘等の被害を受けた河川27カ所に係わる復旧工事を追加するものであります。なお、先ほどの28年発生災害道路、橋梁復旧工事及び河川復旧工事に係ります箇所につきましては、議会参考資料の11ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

13款1項1目 職員給与費の2節 一般職給に156万5,000円、3節 一般職手当に総額96万6,000円、4節 地方公務員共済組合負担金に39万3,000円、19節 職員退職手当組合負担金に33万6,000円を追加しています。2名の職員が3月31日付けて退職したことから、1名分の新規職員を見込んでおりましたが、8月1日付けで2名を採用したため、1名分について追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、30、31ページをお開き願います。

1款1項1目1節 町民税、個人の現年度課税分で所得割額に3,694万3,000円を追加しています。主に農業所得が見込みより増加していることから増額となるものであります。

2項1目1節 固定資産税の現年度課税分で償却資産に1,265万7,000円を追加しております。資産の新規取得及び航空機に係わる国、北海道の配分が見込みより増加していることから増額となるものであります。

3項1目1節 軽自動車税の現年度課税分で、軽自動車等に257万8,000円を追加しています。27年度の税制改正により、新車新規登録から13年を経過した環境負荷の大きい三輪及び四輪の軽自動車については、28年度から重課税となりますが、当初予算では、対象となる台数が見込めなかったことから、旧税額で計上しておりました。このたび賦課により台数が確定したことから増額となるものであります。

14款1項3目1節に公共土木施設災害復旧事業費負担金5,760万円を追加しています。国の補助を受けて実施する道路3路線、河川3河川に係る国の負担金であります。

2項3目2節 合併処理浄化槽設置整備事業補助金に99万円を追加しています。合併処理浄化槽の設置に対する補助金を増額するため、国の補助金も増額となるものであります。

17款1項1目1節 一般寄附金に210万円を追加しています。3件、210万円の寄附をいただいたものであります。

18款1項5目1節 地域振興基金繰入金から1,023万8,000円を減額しています。財源調整の結果、基金繰入れを取りやめたことから減額するものであります。

20款4項11目1節 前年度障害児施設給付費等負担金精算金に3万6,000円を追加しています。前年度事業の確定により精算金として、国負担分が収入と

なるものであります。

同じく備荒資金組合災害支消金に2,470万円を追加しています。災害復旧事業の財源として備荒資金を活用するもので、今回の歳出補正分として2,750万円、第2表地方債補正で説明しましたが、臨時会でお認めいただきました測量設計委託料分について、地方債に財源を変更しますので、280万円が減額となり、差し引き2,470万円を追加するものであります。

同じく、過年度古梅ダム維持管理事業分担金に16万9,000円を追加しています。古梅ダムの維持管理に係わる分担金の徴収事務において、対象面積の確認を怠り未徴収となっていた1名16万9,664円について関係者との調整を終えたことから、収入となる16万9,000円を追加するものであります。

同じく過年度本郷排水機場維持管理事業分担金に5万8,000円を追加しています。本郷排水機場維持管理に係る分担金の徴収事務において対象面積の確認を怠り、未徴収となっていた14名、5万8,760円について関係者との調整を終えたことから、収入となる5万8,000円を追加するものであります。

21款の町債につきましては、第2表で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

**◇議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 品田議員。

**◇品田議員** 一般質問で質問させていただいた経緯がありますので、教えてもらいたいと思います。

33ページ、ふるさと応援寄附金事業、新しいポータルサイト楽天とのお付き合いをして広く寄附金を求めるものだというふうには理解しておりますけども、過日の総務厚生委員会に提出されたものを見ますと、かなりの件数、額ともに、急落しているというふうな感じ、8月15日のですね、そんな感じをしているわけがございますけども、ポータルサイトのみの問題なのか。もっと違うところにも原因があるのか。その辺どのような考えか。

**◇議 長** 住民課長。

**◇住民課長** 今の質問につきましてお答えしたいと思います。

現在、本町ではふるさとチョイスというインターネットサイトに掲載しておりま

すが、こちらのサイトにつきましては、全国で950の自治体が参加をしています。

それと、本町でも今年度3月から特産品につきましては、公募しまして、増加をしています。これはうちの町だけではなく参加している自治体どこでも新たな産品を増加しているということで、すごく品数も増えて、非常に探しにくくなっているということがございました。

たまたまほかのところを調べている中では、楽天のところ、新たに参加しているという自治体がありまして、それにつきましては、楽天についてはまだ参加しているところが77自治体ということで少ないという、ただ楽天につきましては、ふるさとチョイス、ふるさと応援寄附金の事業につきましては後発でありまして、参加数が少ないですけども、楽天自体が非常に全国的にいろんな顧客を持っているということがありますので、他の自治体については、この楽天を採用したことによって増加をしているという傾向もございました。ぜひ、うちの町のそういう楽天さんの顧客の多いところに、参加をさせていただいて、伸ばして行きたいと考えています。

また昨年度から比べますと、半分ぐらいの件数、金額も苦戦をしているわけなんです。これについてもやはり、うちの自治体だけではなくほかの自治体も、先ほど申したとおり、非常にさまざまな特典が増えたということで、なかなか探しづらくなってきているということがありますので、今回、うちとしましても、他の事例を参考にさせていただいて、新たな活路を見出したいということで、今回楽天への参加をしたいということでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 課長の説明を聞けば、過剰な競合が主な理由だというふうに考えているんだけど、果たしてそれだけなのかなという感じも、ちょっとしないわけではないんですね。だから、寄附者側の意向は、なかなかわかりませんが、たまたま災害がこここのところ多くあります。災害地への寄附行為というものが、異常という言葉は合いませんけれども、極端にスライドして行ってるのかなという感じもしないわけなんですけど、その辺、情報としては、持ってないでしょうか。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 今、品田議員がおっしゃったとおりで、今、ふるさとチョイスのところにつきましては、昨年の熊本の地震だとか、今回の大きな台風災害につきましても、新たに災害に対するふるさと応援寄附金というのが掲載されております。どうしてもこういう今、旬な状態というか、危機的な状態につきましては、そのサイトの上

部の方に掲載をされるものですから、その辺につきましては、ふるさとチョイスについても数百億円の寄附がそちらに行っているということがございます。

そんな中で、今年は災害部分についても大きな痛手がありますので、やはり納税される方については、そういうところに参加されてるということありまして、日本全国の状態としましても、新たなその災害の方にかなり金額が流れているという状況がございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時07分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第8 議案第80号

◇議 長 日程第8 議案第80号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書45ページでございます。

「議案第80号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億5,990万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

47ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

5款 道支出金に11万3,000円を追加、8款 繰入金に25万円を追加しまして、歳入合計は、36万3,000円追加し、13億5,990万8,000円とするものです。

48ページ、歳出です。

1款 総務費に11万3,000円を追加、10款 諸支出金に25万円を追加しまして、歳出合計は、36万3,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より説明いたしますので、54、55ページをお開き願います。

1款1項1目 総務一般事務費、9節 旅費に10万5,000円、14節 高速道路通行料に8,000円の追加です。

国民健康保険法の一部改正において、平成30年度から国民健康保険財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移行することに伴う制度改正、及び事務処理システム等説明会に要する費用の追加です。

10款1項1目23節 一般被保険者保険税還付金及び還付加算金に25万円の追加です。年度を越えた資格の異動修正及び所得の更正により課税額が変更となり、還付する額が見込みを上回ったため増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、52、53ページをお開き願います。

5款2項1目1節 特別調整交付金に11万3,000円の追加です。歳出で説明しました制度改正及び事務処理システム等説明会の旅費等が北海道から交付されるため追加するものでございます。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に25万円の追加です。今回の補正

財源として繰り入れるものでございます。

以上、補正予算内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 平成28年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第9 議案第81号

◇議 長 日程第9 議案第81号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

松川福祉課参事。

◇福祉課参事 「議案第81号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,053万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入



歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二

59ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

7款 繰入金に295万9,000円を追加しまして、歳入合計を7億7,053万3,000円とするものです。

60ページ、歳出です。1款 総務費に294万9,000円を追加、5款 諸支出金に1万円を追加しまして、歳出合計は、295万9,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出より御説明いたしますので、66、67ページをお開きください。

1款1項1目13節 介護保険システム改修委託料294万9,000円の追加です。平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業が開始され、要支援1、2における予防給付のうち、訪問介護、通所介護を市町村の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業に移行させるためのシステム改修に要する経費を追加するものです。

5款1項1目23節 第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金として1万円の追加です。介護保険の第1号被保険者による過年度、平成27年度の所得更正が行われたことに伴う還付金です。

続きまして、歳入の説明をしますので、64、65ページをお開きください。

7款1項1目1節 介護給付費繰入金に294万9,000円の追加です。歳出でも説明申し上げたとおり、介護保険システム改修に要する経費として追加するものです。

2項1目1節 介護保険基金繰入金に1万円の追加です。今回の補正の財源調整のため繰入額を追加するものです。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 平成28年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第10 議案第82号

◇議 長 日程第10 議案第82号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書69ページになります。

「議案第82号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,274万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

議案書71ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 繰入金から437万1,000円を減額、3款 繰越金に646万7,000円を追加し、歳入合計では209万6,000円を追加し、3億5,274万6,000円とするものです。

72ページ、歳出です。

1款 総務費に209万6,000円を追加、歳出合計では209万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、73ページから歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳出から説明をさせていただきます。78、79ページをお開きください。

1款1項1目27節 消費税及び地方消費税に209万6,000円を追加しております。平成27年度分消費税が確定し、不足することから追加となるものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。76、77ページでございます。

2款1項1目1節 一般会計繰入金から437万1,000円を減額しております。今回の補正の財源調整のため減額となるものでございます。

3款1項1目1節 前年度繰越金に646万7,000円を追加しております。平成27年度事業完了により繰越金が確定したことから追加となるものです。

以上、補正予算について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第11 議案第83号

◇議 長 日程第11 議案第83号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書81ページになります。

「議案第83号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,514万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正、補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二

議案書83ページになります。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

5款 繰入金に67万9,000円を追加、歳入合計では67万9,000円を追加し、3億9,514万4,000円とするものです。

続きまして84ページ、歳出です。

1款 総務費に67万9,000円を追加、歳出合計では67万9,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして85ページから歳入歳出予算補正予算事項別明細書ですが、まず歳出から説明をさせていただきます。90、91ページをお開きください。

1款1項1目27節 消費税及び地方消費税に67万9,000円を追加しております。平成27年度分消費税が確定し、不足することから追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。88、89ページでございます。

5款1項1目1節 一般会計繰入金に67万9,000円を追加しております。今回補正の財源調整のため追加となるものでございます。

以上、補正予算について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 平成28年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第84号

◇議 長 日程第12 議案第84号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書93ページでございます。

「議案第84号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,986万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

95ページでございます。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 繰入金から69万3,000円を減額、3款 繰越金に106万4,000円を追加、歳入合計では、37万1,000円を追加し、2,986万4,000円とするものです。

続きまして、96ページ、歳出でございます。

1款 総務費に37万1,000円を追加、歳出合計では37万1,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、歳出から説明をさせていただきます。議案書102、103ページでございます。

1款1項1目11節 修繕料に40万円を追加しております。個別排水処理事業では、197基の浄化槽を管理しておりますが、今年度に入りまして、浄化槽内部の濾材の修繕が必要な浄化槽が見つかり予算の不足が見込まれることから追加するものでございます。

27節 消費税及び地方消費税から2万9,000円を減額しております。平成

27年度分消費税が、確定したことから減額となるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。議案書100ページ、101ページでございます。

2款1項1目1節 一般会計繰入金から69万3,000円を減額しております。今回補正予算の財源調整のため減額となるものでございます。

3款1項1目1節 前年度繰越金に106万4,000円を追加しております。平成27年度からの繰越金が確定したことから追加するものであります。

以上、補正予算の内容について説明を申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 平成28年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 認定第1号から日程第20 認定第8号

◇議 長 日程第13 認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20 認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の105ページになります。説明に当たりましては、平成27年

度大空町各会計歳入歳出決算書も使用しますので、御用意をお願いいたします。

「認定第1号 平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

平成27年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

決算書の実質収支に関する調書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

初めに、一般会計の実質収支に関する調書、1歳入総額86億2,034万4,000円、2歳出総額84億2,199万2,000円、3歳入歳出差引額1億9,835万2,000円、4翌年度へ繰り越すべき財源(2)繰越明許費繰越額6,477万円、実質収支額1億3,358万2,000円であります。

次に、議案書の107ページをお開き願います。

「認定第2号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の110ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額13億8,140万4,000円、2歳出総額13億7,829万6,000円、3歳入歳出差引額310万8,000円、5実質収支額310万8,000円であります。

次に議案書の109ページをお開き願います。

「認定第3号 平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の138ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額1億728万4,000円、2歳出総額1億727万5,000円、3歳入歳出差引額9,000円、5実質収支額9,000円であります。

次に議案書の111ページをお開き願います。

「認定第4号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町介護保険事業勘

定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の152ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額7億3,421万2,000円、2歳出総額7億1,529万3,000円、3歳入歳出差引額1,891万9,000円、5実質収支額1,891万9,000円であります。

次に議案書の113ページをお開き願います。

「認定第5号 平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の176ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額は、934万9,000円、2歳出総額776万7,000円 3歳入歳出差引額158万2,000円、5実質収支額158万2,000円であります。

次に議案書の115ページをお開き願います。

「認定第6号 平成27年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の190ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額3億2,500万8,000円、2歳出総額3億1,854万円、3歳入歳出差引額646万8,000円、5実質収支額646万8,000円であります。

次に議案書の117ページをお開き願います。

「認定第7号 平成27年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の208ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額3億4,605万8,000円、2歳出総額3億3,962万4,000円、3歳入歳出差引額643万4,000円、5実質収支額643万4,000円であります。

次に議案書の119ページをお開き願います。



「認定第8号 平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。平成28年9月12日提出 大空町長 山下英二」

決算書の226ページをお開き願います。

実質収支に関する調書 1歳入総額2,877万4,000円、2歳出総額2,770万9,000円、3歳入歳出差引額106万5,000円、5実質収支額106万5,000円。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。

本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◇議 長 ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

**(休憩 午前 11 時 46 分)**

**(再開 午前 11 時 56 分)**

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に松田信行議員、副委員長に齋藤宏司議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後 1 時とします。

**(休憩 午前 11 時 57 分)**

**(再開 午後 01 時 00 分)**

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第 21 議案第 85 号

◇議 長 日程第 21 議案第 85 号 平成 28 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 定例会追加議案書の 1 ページになります。

「議案第 85 号 平成 28 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 28 年度大空町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正第）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 150 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 104 億 8,807 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 28 年 9 月 13 日提出 大空町長 山下英二」

3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

18款 繰入金に150万円を追加、歳入合計は150万円を追加し、104億8,807万2,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

8款 土木費に150万円を追加、歳出合計は150万円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、10ページ、11ページをお開き願います。

8款7項1目 空港対策費の19節 女満別空港整備利用促進協議会負担金に150万円を追加しています。

道内空港の民営化に当たり、今後策定される実施方針の内容協議に向け、地元として女満別空港の利用状況等の基礎資料の作成や民営化に向けて目指すべき方向などの検討が必要となり、女満別空港整備利用促進協議会において業務を委託するため、負担金を追加するものであります。

続きまして、歳入を説明しますので、8ページ、9ページをお開き願います。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に150万円を追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

**◇議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**◇議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**◇議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

**◇議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 平成28年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第22 発議第11号

- ◇議 長 日程第22 発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 「発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。平成28年9月13日提出 提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博」の各議員でございます。

3ページを御覧ください。この要望の内容ですが、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を支援するための施策の充実・強化を図ることが必要であり、記以降の事項の実現を要望するものであります。記1「森林環境税（仮称）」などを早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収減対策を推進すること。2森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。3森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実用を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣宛てでございます。

以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実強化を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第23 報告第11号

◇議 長 日程第23 報告第11号 平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告についてを議題とします。

教育委員会委員長から、平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

田中生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会提出議案書5ページの報告第11号でございます。

平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、議会に御報告を申し上げます。

資料につきましては、お手元の別冊、平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を御覧願います。

初めに、大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書は、平成19年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、同法第26条第1項におきまして、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

教育委員会といたしましては、平成27年度の教育委員会所管の事務について自ら点検・評価を行ったところであります。

さきで開催されました教育委員会会議において決定いたしました大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を教育委員長から、町議会議長宛てに提出し、議会に報告するものであります。

報告書につきましては、平成27年度における教育委員会の所管事務、執行状況の概要をまとめた活動状況と学校教育活動、社会教育活動に係る反省評価をまとめて構成しております。

1ページから第1部教育委員会の活動状況につきまして、教育委員名簿、教育委

員会会議等の開催状況と付議された案件等を6ページまで掲載、7ページは、教育委員会関連の条例、規則等の平成27年度中の制定状況、7ページ下段には、主な計画等の策定状況を掲載しております。

平成28年3月28日には、大空町いじめ防止基本方針を策定いたしました。

8ページは教育委員会委員の主な活動状況、9ページは、教育関係機関等の活動状況、10ページからは、学校に対する指導助言、指示等の状況を13ページまで掲載しております。

14ページは、町民に対する情報提供、15ページから18ページには、平成27年度教育関係予算の最終予算の状況及び主な事業に係る最終予算を掲載しております。

19ページからの第2部につきましては、学校教育活動に係る反省評価でございます。

大空町教育推進計画が平成21年度からスタートし、その実現を目指すため、計画内容を具体的に盛り込んだものとして計画の基本目標、基本方向、観点の数字を記載し、その係わりを示しております。

平成27年度の大空町教育推進方針では、四つの基本目標を掲げております。

- 1、豊かな学力の定着と自立する生き方を育む教育活動の充実を図る。
- 2、豊かな心と健やかな体を育む教育活動の充実を図る。
- 3、信頼にこたえる学校づくりを推進する。
- 4、地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進する。でございます。

括弧書きで示しております数字につきましては、5段階評定尺度に基づき、町立の幼稚園2園、小学校2校、中学校2校、高校1校が実施したそれぞれの評価点の平均値を記載しております。

24ページからの第3部につきましては、社会教育活動に係る反省・評価でございます。

一つ目の平成27年度大空町教育推進方針に係る反省・評価でございますが、社会教育活動につきましては、三つの基本目標を掲げております。

- 1、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進する。
- 2、豊かな学びをつくる生涯学習を推進し、学校、地域と連携した社会教育活動を展開する。
- 3、芸術文化、スポーツ活動を推進する。でございます。

評価につきましては、5段階評定尺度に基づき、各担当から出された評価点の平均値を記載しております。

27ページからは、社会教育活動の二つ目といたしまして、平成27年度大空町社会教育推進計画に係る反省・評価でございます。社会教育事業を五つの事業

- 1、生涯学習推進事業

- 2、家庭教育子育て支援事業
- 3、青少年健全育成事業
- 4、芸術文化振興事業
- 5、保健体育振興事業でございます。

その五つに分類しまして評価を行っております。

これらの反省・評価をもとに、次年度の事業計画等を立てているところでございます。

以上、報告書の概要を御説明申し上げ、平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告とさせていただきます。

**◇議 長** これでは平成27年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

#### ◎日程第24 報告第12号

**◇議 長** 日程第24 報告第12号 平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

**◇総務課長** 議会提出議案書の7ページになります。

「報告第12号 平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について」であります。

この報告は、平成19年6月22日に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標を健全化の判断比率とし、また、同法第22条第1項の規定により、公営企業の資金の状態を表わす指標を資金不足比率として、いずれも監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであり、かつ公表することとされております。

これらの指標につきましては、監査委員の審査をいただき、9月1日付けで審査意見書の提出を受けたところでございます。

9ページをお開き願います。9月2日付け町長から議長への報告文書であります。

それでは、11ページになりますが、健全化判断比率につきまして、御説明をいたしたいと存じます。

表の上段が比率の名称、下段が大空町の平成27年度決算に基づく比率、その下

の括弧書きの数値は、早期健全化の基準となります数値でございます。

表の左側の方から、実質赤字比率でございます。

一般会計が対象となり、赤字額が地方公共団体における標準的な収入額である標準財政規模に占める割合で、赤字がある場合に、数値が算定されるため、大空町は黒字決算となっていますことから、表示されておられません。

早期健全化判断の基準は、14.74%でございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。

全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が、標準財政規模に占める割合で、実質赤字比率と同様に赤字がある場合に、数値が算定されるため、各会計とも黒字決算のため、表示されておられません。

早期健全化判断の基準は、19.74%となっております。

次に、実質公債費比率でございます。

一般会計が負担する地方債の元利償還金や債務負担行為による支出額、企業会計の地方債償還に充てるための繰出金など元利償還金に準ずるものが、標準財政規模に占める割合で、3カ年の平均で示されるものであります。

平成25年度から27年度の3カ年の平均で、11.9%と前年度に比べ1.2ポイント減少しております。

普通交付税が減少したものの、地方債残高の減少により、元利償還金も減少傾向にあることが要因と言えます。この比率が高くなりますと、義務的経費が多くなるため、財政の弾力性が低下し、投資的な経費などへの予算配分が十分に行えなくなるものであります。

早期健全化の判断基準は、25%となっております。

次に、将来負担比率でございます。

一般会計の地方債残高や債務負担行為により支出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合で示されます。

平成27年度は前年度と比較し、将来負担額となる地方債残高や職員の退職手当分などが約3億6,000万円減少し、充当可能財源となる基金へ積み増したことなどにより、約1億2,000万円増額となっております。

充当可能財源が将来負担額を上回っているため、数値が表示されておられません。

この比率が高くなると、将来の実質公債費比率が増大するなど、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなることを示すものであります。

早期健全化判断基準は、350%となっております。

次に、12ページ、資金不足比率でございます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合であります。

資金不足という表現になっておりますが、一般会計で言います赤字の意味でございます。



大空町で対象となる会計は、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計でございますが、いずれの会計も資金不足を生じておりませんので、表示されておられません。

経営健全化基準は、20%となっております。

13ページ、14ページは、監査委員からの意見書となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、平成27年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

**◇議 長** 次に、監査委員による平成27年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

近藤代表監査委員。

**◇代表監査委員** ただいま上程になりました報告第12号 平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類も、それぞれ審査いたしましたので、御報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月24日、後藤監査委員とともに実施したところであります。

財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼にして実施いたしました。

その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成27年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

次に、経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施いたしました。

その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり、審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

平成27年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20%と比較すると、いずれも下回っており、特に指摘すべき事項はありません。

以上、平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは平成27年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

#### ◎日程第25 報告第13号

◇議 長 日程第25 報告第13号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号 例月出納検査結果報告につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成28年6月分から平成28年7月分であります。検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、6月分につきましては7月の25日、7月分につきましては8月25日に後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これでは例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成28年第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この定例会におきましては、災害に係る一般質問をちょうだいいたしました。またあわせて、災害復旧に係る補正予算をお認めをいただいたところであります。

この災害に係る町の、また私自身の責任の重さというものを改めて痛感をいたしましたところでございます。

町民の皆様の生活が1日も早く、従前に戻るように目の前の復旧対策、急いで取

り組んでまいりたいと思います。

あわせて、将来を考えた強固な基盤づくり、そういう課題もあります。これらに向けても、取り組みを進めていかなければならないと感じたところでございます。

町の役割は、非常に大きいものがございますけれども、町民の皆様の共助、地域での支え合いでありますとか、自助、自らの生命や財産を守るという取り組み、このようなことがなければ、安全、安心な地域はつくれないのではないかと改めて感じたところでございます。

今後、防災、減災に係る資機材の充実や基盤の整備は、もちろんでございますけれども、あわせて町民皆様の意識の高揚にも取り組んでいく覚悟でございます。

そのことをこの議会の中で、改めて皆様方から気づかされたわけでございます。

改めてお礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

以上申し上げまして、お礼にかえさせていただきます。

**◇議 長** 平成28年第3回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

**(閉会 午後01時30分)**